

第十九回 参議院内閣委員会會議録第五十号

昭和二十九年六月三日(木曜日)午後零時五分開会

委員の異動
六月二日委員山下義信君辞任につき、その補欠として田畑金光君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小酒井義男君

理事

植竹 春彦君
長島 銀藏君
竹下 豊次君

委員

石原幹市郎君
西郷吉之助君
白波瀬米吉君
井野 碩哉君
岡田 宗司君
矢嶋 三義君
田畑 金光君
堀木 謙三君
木村轄八郎君
野本 品吉君
高橋 等君

衆議院議員

政府委員

江口見登留君

内閣官房副長官
總理府事務官
臣官房審議室
統轄参事官
總理府恩給局長
三橋 則雄君
南方連絡
事務局局長
石井 通則君
科学技術行政協
議会事務局局長
千秋 邦夫君

事務局側

常任委員 杉田正三郎君
会専門員
常任委員 藤田 友作君
会専門員

説明員

国立世論
調査所長 久武 猛彦君

本日の會議に付した事件

○總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○航空技術審議会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○内閣及び總理府関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小酒井義男君) それでは只今より内閣委員会を開会いたします。總理府設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

先ず政府より提案理由の説明を受けます。

○政府委員(江口見登留君) 只今議題となりました總理府設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明いたします。

この改正法律案は、従来總理府本府の附屬機関として設置されておりました国立世論調査所を廃止いたしましたこと、世論調査に関する事務は、總理府

本府の大臣官房の所掌事務としたこと、在外財産問題の處理に関する基本的事項を審議するため、昨年閣議決定によつて内閣に設けました在外財産問題調査会を改めまして、法律による總理府本府の附屬機関として在外財産問題審議会を設けることの二点がその主たる改正の理由でありまして、その内容の要点は次の通りであります。

第一の点の国立世論調査所の廃止であります。国立世論調査所は、昭和二十四年設立せられました。以来、世論に基づく政策の樹立及び行政の運営に資する目的で、各種の世論の調査を実施いたしました。行政の民主化に多くの貢献をいたして参つたのであります。が、この間、我が国における調査技術の進歩を見るに至つております。ここににおきまして政府は一面行政機構簡素化のことも考え、又今後行政の企画運営に資するための一層適切且つ活潑な調査をいたすために、一般的な調査の実施面は民間機関を活用することとした。調査の企画立案その他に關する事項は總理府本府の大臣官房の所掌としたことが最も適切な方法と考え、国立世論調査所はこれを廃止することとしたものであります。

第二の点は、在外財産問題審議会の設置についてであります。在外財産問題の處理は極めて重要な問題でありまして、政府は、昨年十一月取りあげた「学識経験者を以て構成する在外財産

問題調査会を閣議決定により内閣に設置し、この問題の調査審議をいたして参つたのであります。すでにその一部につきましては調査会より答申があり、現にその答申の趣旨に基いた措置を別途とつておられるところであります。併しながらこの問題の重要さと複雑さから考えまして、その最終的答申を得るまでにはなお相当の時日を要することと思われまして、この際法律に基く審議会とすることが適當であると考へ、ここに總理府本府の附屬機関として在外財産問題審議会を設けることとしたのであります。なおこれに關連しまして、帰還者の在外財産に關する事項は、当然本審議会において調査審議することになりますので、従来これが調査審議に當ることになつていた引揚同胞対策審議会の審議事項からこの点を除くこととしたのであります。

なお、この際、奄美群島の復興に伴ひまして、南方連絡事務局の所掌事務のうちから、同群島に關する事務を削除いたします等、これらに伴う規定の整理をいたしております。

以上がこの法律案の内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上速かに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(小酒井義男君) 次に恩給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

先ず提案理由の説明を受けます。

となりました恩給法の一部を改正する法律案についてその提案理由を御説明申し上げます。

政府が、今回、この法律案において、恩給法に改正を加えようとする主たる点は次の諸点であります。その第一の点は、公務傷病関係恩給の金額計算及びいわゆる多額所得者の普通恩給の一部停止に關する規定の改正であります。

公務傷病関係恩給は、退職当時の毎給年額によつてその金額又は算出率が定められており、又、多額所得者の普通恩給の一部停止は、普通恩給の年額と恩給外の所得の年額とによつてその停止金額が定められておりますが、これらの年額は、いずれも先般の国家公務員の給与水準引上げ前の俸給金額に基いて定められておりますので、これを現行の給与水準の俸給金額を基礎としたものに改めるために所要の改正を加えようとするものであります。

第二の点は、恩給を受けることができない事由に該当した場合におきましては、恩給給与規則によつてその旨を届け出なければならぬことになつてゐるのであります。この届出は、必ずしも十分に履行されなかつたため、とくに「の混乱を生じ、恩給の円滑な給与が妨げられる場合も少くありませんので、この届出義務を法律を以て

規定し、その完全な履行を図り、行政上の秩序を維持するための措置を講じようとするものであります。

第三の点は、昭和二十八年法律第五十五号恩給法の一部を改正する法律附則第二十九条第四項の恩給の停止に關する規定の改正であります。

この第二十九条第四項の規定により恩給を停止される者に留守家族ある場合には、その留守家族の生活の實情に鑑みまして、その恩給停止を受けた者の指定する留守家族がその支給を受けることができることとしたそうとするものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○矢嶋三義君 議事進行。衆議院で本案は修正されておるわけですが、衆議院の修正案の趣旨説明も文書によつて説明を受けられるよう委員長において取計らい願ひたいと思ひます。

○委員長(小西井義男君) それでは次に元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。先ず政府の説明を受けます。

○政府委員(江口見登留君) 只今、議題となりました元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び要点を説明申し上げます。

昨年第十六回国会におきまして、昭和二十一年一月二十八日いわゆる行政分離の日以前に北緯二十九度以南の南西諸島にあつた官公署の職員で引続き琉球諸島民政府職員となつた者につ

きましては、恩給、退職手当、死亡賜金に關する法令の規定の適用上、その考えをこれらの法令の適用ある職員として動続したものとなすという特別措置法が制定せられたのであります。が、今回、行政分離の日以前におきましてその当時の法令に基いて組織されていた共済組合の組合員たる職員であつた者につきまして、共済組合關係法令のいわゆる長期給付、即ち退職給付、廢疾給付、遺族給付に關する規定の適用上、恩給等の取扱と同様の身分継続を認めたいと存じ、本法律案を提出した次第であります。

次に本法律案の内容の概要を説明申し上げます。先づ第一、いわゆる行政分離の日以前に昭和二十一年一月二十八日において、官署の職員の共済組合に關する法令に基いて組織された共済組合で、政令で指定する組合の組合員たる職員として在職していた元南西諸島官公署職員が、引続き琉球諸島民政府職員になつた場合には、奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の適用の暫定措置等に關する政令六十一條の規定の適用を受ける者を除き、これを共済組合に關する法令の規定中長期給付に關する部分の適用上動続したものとなし、共済組合の退職給付、廢疾給付又は遺族給付を支給する取扱としたこととあります。

第二は、長期給付に關する規定の適用を受ける元南西諸島官公署職員が琉球諸島民政府職員として在職している間は、共済組合の掛金はこれを徴収いたしません。が、その代りに、共済組合の給付の金額につきましては、この改正法施行の日以後の引続き琉球諸島民政府職員として在職する者に対する支

給額は、その在職期間に応じて定められた額を差引くこととしたこととあります。

第三は、恩給の場合と同様に、元南西諸島官公署職員で引続き琉球諸島民政府職員となつた者について、その申出により在職のまま共済組合の給付を受け得る途を開いたこととあります。

第四は、琉球諸島民政府職員について支給すべき共済組合の給付に要する費用は、原則として国庫が負担する建前としたし、日本専売公社、日本電信電話公社の共済組合が支給する給付に要する費用については、その共済組合の運営規則で定める割合に従ひ、その団体が分担することとしたこととあります。

第五は、共済組合に關する規定を設けたことに伴う字句の修正及び奄美群島の復帰に伴う南西諸島の範圍の改正を行い、又、共済組合の給付に關する所得税につきまして恩給、退職手当の例に準じ、特別措置を講じたこととあります。

第六は、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の年金受給者の居住地の制限を改正し、同法の規定による元外地關係共済組合等からの年金受給者で未だ行政權の復帰しない南西諸島の地域内に住所又は居所を有する者に対しましては年金を支給し得るようになしたことであります。

以上がこの法律案の概略であります。が、何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(小西井義男君) 次に航空技術審議会設置法案を議題といたします。

先ず提案の説明を伺います。○政府委員(江口見登留君) 只今、議題となりました航空技術審議会設置法案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明いたします。

終戦によつて我が国の航空機工業は解体せられ、航空に關する研究は禁止されましたが、講和条約発効と共にこれらの制限は消滅し、航空輸送、航空機生産の事業再開のため、航空法及び航空機製造法が公布されましたことは御承知の通りであります。

現在我が国においては航空機の生産及び修理を行う会社が数社あり、その需要は漸次増大するに航空機の輸出も見込まれるに至つております。我が国の航空技術は戦前においては欧米に比して、大きな遜色はなかつたと言ひ得ると思ひますが、戦後の長い空白期間に加ふるに、海外における新しい航空機の進歩と相俟つて、現在においては甚だしい立遅れを來しておるのであります。

政府は、先に海外における航空關係の研究施設を調査するため、航空研究施設調査団を欧米に派遣いたしました。が、その報告によりまして、各國の航空技術は想像でんほどの進歩を來しておることが判明いたしました。

一方我が国における航空技術研究の現状を申し上げますと、基礎研究は文部省で、航空機の生産とその指導に必要な研究は通商産業省で、航空保安に必要な研究は運輸省で、又航空機使用に必要な研究は保安庁でそれら推進しつつあり、又民間に対しては研究補助金、研究委託費等を交付して、民間における航空關係の研究、試作の助長を

いたしております。併しながらかかる現状では到底海外における研究の進展に追隨することすら不可能であると考えられますので、航空技術を総合的に審議せしめるため、今回、総理府の附屬機關として航空技術審議会を設けることとした次第であります。

次に法案の概要を申し上げます。航空技術審議会は内閣総理大臣の諮問に應じて、航空及び航空機に關する理論及び技術の向上に必要な研究に關する重要事項、その他航空技術に關する各省庁行政の連絡調整に必要な事項を審議することを任務とするものであります。また、その幹事事項として、第二

条に掲げてありますが、航空技術に關する重要研究の目標及び方針、研究用重要施設の設置計画、及び将来設置を予想せられる各省庁の共用に供する研究機關の運営方針、並びに航空技術研究に關する關係各省庁の研究事項、經費、補助金、委託費等の連絡調整であります。

これを要するに、今後我が国の航空技術研究の方向を誤らしめず、又研究施設の能率化を図ると共に、各省庁の有機的連繫を図つて、最小の國費を以て最大の効果を發揮せしめるため、航空技術に關する専門的知識を活用せんとするにはかならずのことであります。第四條以下においては航空技術審議会の構成を規定いたしております。即ち会長には内閣総理大臣、副会長は國務大臣を以て充て、又委員は十五人以上とし、学識経験者及び關係各行政機關の職員により構成されることがなつており、その他専門委員、部会、幹事等必要な規定を設けております。

なおこの審議会の事務は科学技術行政協議会の事務局において処理せしめることになっております。

以上がこの法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上速かに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(小酒井義男君) 次に内閣及び総理府関係法令の整理に関する法律案を議題といたします。先ず政府の説明を聴きます。

○政府委員(江口見登智君) 只今議題となりました内閣及び総理府関係法令の整理に関する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明いたします。

この法律案は、内閣及び総理府関係の法令中自治府関係の分を除いて、すでにその実効を失つてゐるもの、又は現行の法令として存置する必要性の極めて乏しいものを廃止して、法令の整理を行おうとするものであります。この案によつて廃止しようとする法令及びその概要は次の通りであります。

先ず、第一号から第三号までについて申し上げます。これは、大礼服、通常礼服、即ち燕尾服及び祭服に関する太政官布告三件であります。大礼服は、従来、主として宮中関係の諸儀式の際に用いられて来たものであります。すでに皇室令によつて定められていた天皇の御服及び宮内官大礼服制が、新憲法施行と同時に廃止せられておる現在においては、むしろこれを廃止するを相当と考えられるものであります。

通常礼服につきましても、又衣冠を祭服とすること等につきましても、これらは必要に応じ慣行として事実上着用するをもつて足りるものと考えます。なお、大礼服及び通常礼服の着用日並

びに大礼服制は、大礼服、通常礼服の廃止に伴ひ当然廃止せらるべきものであります。

次に、第四号及び第五号であります。これは、大礼服及び軍人、警察官、吏等の制服を着用した場合以外に帯刀を禁止した太政官布告と、法律規則中に戦時と規定するは外患又は内乱あるとき別に布告を以て定めることとした太政官布告であります。これらはいずれも現在においては実効性を喪失しております。

次に、第七号、第八号、第十号及び第十二号即ち、韓国に在勤する居留民団立在外指定学校職員退職料及び遺族扶助料に関する法律外三件の恩給及び扶助料関係の法律は、その内容がいずれも、すでに他の恩給関係の法令によつて引き継ぎ適用せられておる等、自然その存在の意義を失つておるものであります。

次に、第六号即ち内国官憲の管掌に属する事項につき統監の職権に関する法律は、当時の韓国統監の職権に関するものであり、第九号即ち、会計検査官及び行政裁判所高等官の休職に関する法律は、当時一時限り休職を命ずることができ規定であり、又第十三号即ち、震災地の行政庁の権限に関する処分に基づく権利利益の存続期間等に関する件は、大正十二年の関東大震災火災当時限りの特例を定めたものでありまして、いずれも今日においては実効を失つております。

次に、第十一号及び第十四号即ち、朝鮮における国勢調査に関する法律外一件の国勢調査に関する法律は、当時臨時の必要によりその時に限り国勢調査を施行しないことを定めたものであり、又第十五号の議院法の特例に関する法律は第九十二回議會が第九十一回議會に引き継ぎ召集せられたため、第九十一回議會で議決された法律を、当時の議院法の規定に従つて次の会期までに公布することが不可能となつたのに伴う議院法の特例を定めたものでありまして、いずれも当時の一時限りのもので、すでに存在の必要のないものであります。

次に、第十六号から最後の第二十号まで、即ち、国家公務員に対する臨時年末手当の支給に関する法律外四件の給与に関する法律は、昭和二十四年度の臨時年末手当の支給、昭和二十六年の臨時年末手当の支給、昭和二十七年六月の臨時手当の支給、昭和二十七年十二月の俸給支給方法の臨時特例、昭和二十八年八月の期末手当の支給等について規定したもので、いずれも当時の一時限りの法律で現在においては、すでに用済のものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及びこの案による廃止法令の概要であります。何とぞ慎重御審議の上速かに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(小酒井義男君) ちよつと速記をよめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(小酒井義男君) 速記をつけ下下さい。それでは次に恩給法の一部を改正する法律案につきましても、衆議院の修正部分に対する説明を衆議院議員高橋等君から説明を求めます。

○衆議院議員(高橋等君) それでは恩給法の一部を改正いたします法律案の衆議院におきます修正部分につきましても御説明をさせていただきますと思ひます。

この修正の要点は、先ず二つの要素があるものであります。一つは、とかく恩給の裁定が遅れがちである、これを非常に早く裁定を終わつてもらいたいというところは、これは国民のほしい強い要望でございますので、できるだけ恩給局におきます事務を簡素化をいたしまして、それによつて恩給の支払を少しでも促進をいたしたいという点が第一点であります。

第二点は、戦犯として拘禁中に死亡いたしました者に対しては、これは勿論獄死、刑死を含むのであります。これが、これに公務扶助料に相当する金額の扶助料を支給をいたしたい、この二点の修正でございます。

そこで最初に申上げました恩給の支払を促進いたしますための措置といたしましては、恩給局で御存じのように恩給を裁定いたしますときに二つの重大な手続があります。一つは、その死亡の原因が公務死と認定されるべきものであるかどうかという点、それから一つは、受給者の身分が恩給を受ける権利があるかないかという身分関係の調査でございます。ところが第一点の戦死が公務であるかどうかという点につきましては、恩給法に先行いたしました戦傷病者戦死者遺族等援護法によりまして年金及び弔慰金を厚生大臣が裁定をいたしまする際に、その死亡の原因は公務死であるかどうかは厚生省におきまして十分に調査をいたした上、この年金或いは弔慰金の裁定をいたしております。その一つの死因の調査を重ねて恩給局で繰返すことをこの際いたさないで、遺家族援護法によりまして年金、弔慰金の受給者につきましては、これが死因は公務と一応認定をされたもの

であるから、もうそのまま恩給法上もこれを公務と認定をしてしまひまして、みなしまして、そしてそれによつて恩給の支払促進の一助にこれをいたしたい、この点が改正点の第一点の一であります。

それから第一点に申上げました事務簡素化の第二点は、これは傷痍軍人関係でありまして、今年の四月一日から七項症乃至四款症に当ります人が、新たに傷痍者が傷害年金或いは増加恩給を受けることになりました。そこで過去におきまして、即ちボツダム勅令以前におきましてこの傷痍者が七項症であるとか四款症であるとかすでに裁定を受けた人が多数あるのであります。これらの人でもそれが有期でなしに無期、一生涯お前は七項症だ、お前は四款症だ、こう過去において裁定をされた者ににつきまして、再び診断書等を調べまして、傷の程度がどうであるかということ、恩給局がやるとする手間を省きまして、昔認めました七項症はそのまま七項症として認める、こういう点、この二点が事務簡素化の点でございます。それで戦犯の問題は先ほど申上げました通りであります。

それで条文につきまして一通り御説明を簡単に申上げてみたいと思ひますが、この恩給法の一部を改正する法律案の条文の二ページの細かい活字であります。この細かい活字の4という公務員の死亡につき云々というこの規定は、遺族等援護法におきまして、戦犯で刑死、獄死をいたしました者には弔慰金及び遺族年金を出すというところになっております。そうした方方につきましてこのたびは公務扶助料

に相当する金額の扶助料を出すということ規定したのがこの4でございます。

それから次の5の法律第五十五号云々、これは恩給を受ける権利を失う失権の規定が恩給法にあります。その失権の規定はやはりこうした戦犯の關係に公務扶助料に相当する金額の扶助料を受ける者には準用するのだということを書いてあります。

それから次の6と言いますのは、先ほど申し上げましたように、すでに戦犯の家族、遺家族は遺族年金或いは弔慰金を受取っております。そこで遺族年金を受取っておりますが、その金額は二万七千六百円という金を受取つておるわけでございしますが、例えば内縁關係の妻あたりで考えてみますと、内縁關係の妻は普通の方は一万円受取るのであります。ほかに恩給を受ける権利がある者がおるときに、内縁關係は援護法で二万円受取る。

ところがこの戦犯の場合は内縁關係はこれが第一順位者の遺族年金になります。関係上二万六千七百円を受取ります。そういうようなことでこの二万六千七百円をもらう内縁關係の人を、この金額を減して一万円にして、ほかに恩給を受ける人が今度この法律の改正で出るのであります。そのほうに扶助料をやるということになりますと、既得権を侵害することになります。そういう意味からいたしまして、この公務扶助料を新たにもらう人も、例えば父とか母とかという人になるわけでございますが、内縁關係の場合は、そうした父母にやるところの扶助料から内縁關係として出ると二万六千七百円から一般のほう一万円を引いた金額

だけは余分に行くことになるから、父母のほうへ出す金からこれを引く、こういう規定を6で入れてあるわけでございます。

それから次のページの最初に4という項目で「旧勅令第六十八号施行の際」云々と、こうありますのは、先ほど申し上げました傷痍軍人の關係でございまして、七項症、四款症であつて、これが終身これを受けるということに過去において、このボツダム政令が施行以前にこうしたことの決定を見ておる者については七項症、四款症というものはそのままだ動きませんで、生存の事実を認めればそのままだ遺族年金を出す、こういう規定でございます。

それからその次の細かい数字で「附則第三十五条の次に次の一条を加へ」云々、第三十五条の二と、この規定してございしますが、これは先ほど申し上げました公務死の死因の調査を恩給局でやらないで、厚生省ですでに援護法によりまして遺族年金又は弔慰金を支給したという者については、その死因は公務死であるとみなすということに書いてあるわけでございます。但しこの二行目の括弧のところ「同法同条第二項の規定の適用による場合を除く。」、こう書いてあります。これはこの先般の援護法の改正によりまして従来公務死と認定をされなかつた方でも、軍務に關連をして亡くなつたということになりまして五万円の弔慰金を出すように援護法が修正になつております。そうした方は公務死と認定ができないのだからこれを除く、同じ弔慰金が出ておりましたもそれだけは除くという規定が書いてあるわけでございます。

それから2は、「前項の規定は、旧軍の遺族について準用する。」、これは軍の關係、それから3は死亡の原因につきまして、恩給局の裁定に對して其申をすることができることになつておりましたが、今度恩給局はこれに關与いたさない。その關与しない部分につきましては、一般の具申は恩給局は受付けられない、受け付ける限りではない。これは厚生大臣に具申の形でやるのだ。それからページをめくつて頂きますと、一番最後のページで9というのですが、「附則第二十一項」云云というの、この法律の施行後死亡した方には遺族年金でなしに扶助料一本で出す、こういう規定であります。

それから10の規定は、先ほど恩給を受ける人からもらつておる年金を差引くと書いてありますので、一方その裏といたしまして、従来遺族年金を受けおる人はやはり年金を受ける権利があるというところをこではつきりと書いてあるわけでありまして、大體法律の説明は以上で終らして頂きます。どうぞよろしく願ひいたします。

○委員長(小酒井義男君) それでは暫時休憩いたします。
午後零時四十分休憩

午後二時五十分開会
○理事(長島銀藏君) それでは只今より内閣委員会を開会いたします。

本委員会に付託になりました總理府設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
○矢嶋三義君 今出席されておる方はどなたですか。

○理事(長島銀藏君) 内閣官房審議室の統轄参事官田上さんであります。
○矢嶋三義君 参事官に伺ひますが、補足説明はないのでございしますか。

○政府委員(田上辰雄君) 特に補足説明を用意しておりませんが、提案理由の説明がありましてそのほかは、御質問に應じましてお答えいたしたいと思つております。

○矢嶋三義君 国立世論調査所を廃止してありますが、これは行政審議会の答申に、總理府の整備再編成というものが答申の中にあり、その中に国立世論調査所も入つておつたわけでありまして、總理府の再編成については他の面では触れることなく、この国立世論調査所だけを取上げてここに廃止された理由がまだ私には納得できません。従来我が国にはこういう世論調査を正確にやつて、そして政策の樹立或いは行政の運営に資するということは殆んどなかつたわけで、終戦後漸くこの途が開けて、そしてやや国民にも国立世論調査所の存在というものがわかつて来た、この段階に廃止されるというのは、この提案理由だけでは十分納得できないのですが、重ねて説明を承わりたいと思ひます。

○政府委員(田上辰雄君) 国立世論調査所が昭和二十四年の六月に設立されて五年を経過してあるのであります。その間只今矢嶋委員のお話のありました通りに、世論調査が従来我が国に殆んどこの制度が取上げられておらなかつたのであります。民主政治が世論を基礎としたものであり、この世論を調査することが極めて重要であります。特に先進国であります米、英、日等の指導を受けてまして、その

後五年間相当活躍をいたして参りましたことは、只今矢嶋委員のお話の通りであります。この五年間の活動によりまして、国立世論調査の実績は相当高いものであるとありまして、民間におきましても御承知のことく朝日、読売、毎日、時事通信社を初めいたしまして、全国に現在におきましては二十一の機関がございまして、それら現在におきまして相当めざましい実績を示しておるのであります。これは今日のまでの国立世論調査所が実際に指導に當りまして、ここまで民間のこうした世論調査機関を指導して来たことは事実でございます。その成果は、アメリカ等の或いは英、米等の先進国の世論調査に比較しまして決して遜色のないところまで到達しておるのでございまして、いわばその点から申しますと、国立世論調査所の使命は一応達せられたというとも言えるのでございします。併しながらこれを全然廃止するということはまだそれ自体に一つの大きな御批判を受けなければならぬと思ひます。が、今回のこの改正は国立の世論調査所を廃止はいたしませんけれども、世論調査自体は引き続きまして内閣の官房において主管をいたしまして続けて行くのでございします。ただ内閣官房におきましては世論調査の企画、計画、面をとり、又一部の調査はいたします。が、その実施面におきまして、実施業務はこれを民間の適當な世論調査機関に委託をしまして従来通りの実績を挙げて行くという趣旨なのでございします。

先ほど矢嶋委員のお話のありました通りにこの国立世論調査所の存廃の問題は、行政審議会の答申におきまして

もこれを廃止すべきであるという答申も得ておりますし、その後臨時行政改革本部におきましても、又自由党内における行政改革特別委員会の意見によりまして、これを廃止すべきだということも、只今申しましたような論議から出ておるのでございます。先ほど来申し上げました通りに、世論調査所は一応これを廃止いたしますけれども、併し世論調査の実体は従来通り存続して行く、そこに行政機構の簡素化という点を考慮せられて、機構の上ではこれは縮小されますけれども、実体的には従来通りの世論調査を実施して行くという確信の下にこの改正案が提出される次第でございます。

○矢嶋三義君 事務的なことを一、二伺いますが、その前に委員長、この法案を審議するに官房長官どうしてお見えになつてないか、すぐ呼んで下さい。法案審議するに一事務官を相手に審議してそれで終るということではできません。事務的な面はそれでいいですけれども、只今の世論調査所の廃止につきましても事務当局の方の御所見はそれでおわかりました。併しこれはやはり副総理といえは無理でしょうけれども、少くとも官房長官くらいはお見えになつて、短時間でも質問に應じてもらわなきゃならぬですから。

○理事(長島銀藏君) 承知いたしました。只今使ひの者を差向けましたからさよう御了承願います。

○木村義八郎君 事務的なことなんです、民間機関を活用するということがなつていますね。これは具体的にどういう形で活用するのですか。この活用の仕方ですね、何か委託調査みたいなものかどう。

それからもう一つは、国立世論調査所を廃止することによつて、どのくらい人員が整理されるのか、それから予算の節約なんというものはどの程度なのか。

○政府委員(田上辰雄君) 民間機関に委託をいたすのでございますが、委託をいたしますについて、今日これを具体的にどの民間機関に委託をいたすというところはきめておりません。ただ世論調査の問題の性質によりまして、最もそれに適當する機関を公正に選びたいという考えでおるのでございまして、委託の仕方といたしましては、具体的に実施いたしますについては、金額をまとめて、この問題についてどういう方針でこれだけの調査の実施をしろうということで委託をして行くわけでございます。

なお人員の整理に關しましては、現在五十三名定員になつておりますが、それが今回の整理によりまして十五名減りまして三十八名になつております。併しこれは二十九年度において更に十五名を減らしまして二十三名が残るという計画になつておるのでございます。この二十三名によつて世論調査のほうの企画をやつて行くことになつております、その企画が決定いたしましたらその実施部門を委託によつて民間機関にやらせるということになるのでございます。

なお予算のことについてのお尋ねがございまして、これは二十九年度の予算は約二千万円になつておるのでございまして、二千八百九十九万一千円が国立世論調査所の二十九年度の予算になつております。これはこの総予算で整理をいたすのでございまして、この中に

委託費が含まれておるのでございまして、特に今度の世論調査所を廃止することによつて予算上これだけ減るんだということではなく、予算は減らないけれども人員を減らし、無論その人員に伴う予算はそれだけ二十八年度に比しまして減つてはおりますが、予算上は大体大した変化はないと御了解を頂きたいと思つてございまして。

○木村義八郎君 先ほどの二十一の全に世論調査機関ができたといひますけれども、この委託の場合、それだけの世論調査機関の特色に應じて、一カ所にはなく、その世論調査対象によつて別々に委託してゐるのですか。それはなぜかといふと今お話を聞きますと、予算の節約には殆んどならんといふのです。そういうところにあるのではなく、併し人員は相当減る。それで要するに委託に出すといふのです。それが、それならば今までの機構で私にはりやつて行くのとどこが違ふのか。むしろ今までは統一的にやるから却つていいように思ふのですけれども、その点どういふことになつてゐるのですか。

○政府委員(田上辰雄君) 予算が大しに変わらなかつた上、それは大きく委託費に相当する部分が減るといふ意味ではなく、先ほど申しましたように、人員の整理がございまして、その関係で今回の場合三百四十五万円の減になつておりますので、これは見方にもよりますが、一応それだけの節約にはなつておるのでございまして。

それから委託する民間の機関についてのお話であります、これは全国先ほど申しましたように二十一ござい

ますが、いずれもそれぞれ特色がございまして、併しその中にはほんの局地的に、全国的に組織を持つておるのではなく、各地方々々だけの機関もそれに入れておるわけでございます。これは理論的に申しますと、そういう機関にそれ〴〵適當した問題を小さく小分けして依頼するということもあり得るわけでございますが、併し只今までの国立世論調査所のいたして來ました世論調査の線から申しますと、大体全国的に亘る調査であると申さなければならぬと思ひます。従つてこれを選択する場合においては、全国的な一つの組織を持つておるとか、相當信用の置ける、今日まで経験も積み、最も適當な機関を選ばなければならぬと存するわけでございます。

○矢嶋三義君 その委託をする民間機関といふものはどのくらいございまして、

○政府委員(田上辰雄君) 委託をいたし得る世論調査の民間機関は、今申し上げましたような条件に適當したものはそれはないのであります。例えば全国的な組織を持つておりますのは朝日新聞、毎日新聞、読売新聞のようなものもございまして、それから時事通信のごときは相當進んだ世論調査をいたしておるのであります。能力といたしましては、この程度のもものが委託の資格があるものではないかと、只今のところでは考へておるのでござい

○矢嶋三義君 もう一つ事務的な点を伺いますが、従来国立世論調査所からいろ〴〵なパンフレットを出されておりましたですね、調査の結果を。我々も随分頂いて、見せて頂いたと思うの

ですが、ああいうパンフレットもこれから回数は少くなるのじやございせんか。

○政府委員(田上辰雄君) 世論調査をいたしました結果は、公表をいたしておるのでございまして、只今お話のありましたように、パンフレットにいたしました関係の方面に必要な方面に配付をいたしておるのでございまして。この配付の回数は特に減るといふことはないのでございまして。併しながら只今の予算に計上しております計画によりますと、本年度におきまして十一回の世論調査をいたす予定になつておりますが、二十八年度におきましては十三回になつておりましたので、まあそれによりまして二回減るというふうな計画にはなつておりますが、これは期日も年度初めから少し経過してあります事情等もございまして、特に減つて行くのだといふことにはならないと存するのでございまして。

○矢嶋三義君 これは副総理に來てもらわんと工合が悪いが、官房副長官に一応伺いますが、世論調査といふものは随分大事であり、従つて地方の公共団体にしても各種団体にしても世論調査はいろ〴〵やつております。併しこの世論調査はやり方によつていろ〴〵なものが出て來るのです。一般的に言つたらレベルは低いのです。従つて私は国立世論調査所を今廃止するのは時期が尚早ではないかという見解を持つております。官房副長官に伺いた

い点は、一体今まで国立世論調査所が出されたあの結果と、吉田内閣のこの政策とは随分ずれておるのです。この国立世論調査所の設置の目的にもはつきり書いてあるのですが、その目的

通りに吉田内閣の政策面を打出されておるかといえはそうじゃないのです。随分食い違つておる場合が多い。従つて私は国立世論調査所なんかというものをこの際縮小しようというふうな私は腹があるのじやないかと考えるのです。最近国会でも公聴会をよくやりますが、国民の間には法案を通過させようと思つと、公聴会で反対意見の多いような法案でなければ国会を通過しない、これまで皮肉つて言われておるわけですね。先般の防衛二法案も、賛成のつもりで自由党さんが推薦したところの岡村前陸軍大学の教授は、賛成のつもりで呼ばれておいて、ここで堂々と反対を述べたわけですが、私は国立世論調査所の廃止によつて、

【理事長島根藏君退席、委員長着席】

予算面からは只今木村委員からの御答弁によつてはつきりするように大して相違はないわけですね。

私は重ねて伺いますが、こういう国立世論調査所を廃止というのは、どこが一番大きな理由になつたのか、それが一点と、それから今まで国立世論調査所のあの結果ですね、これと吉田内閣の政策とは食い違つておるのはどういうわけであつたのか、その点伺いたしたいと思います。

○政府委員(江口見登留君) 国立世論調査所を廃止いたします理由は、決して世論調査を軽視するというわけではございませんのであります。やはりこれも本来ならば民間調査機関がやるほうがより正しいものが出るのは、これは当然のことでございます。ただ占領下におきまして、そういう民間機関が未だ成熟していませんでしたが故

に、その方面の指示もありまして、政府にこういう機関を設けてやつて参つたのであります。だん／＼そうして参ります間に、民間団体におきまして調査機関も非常に能力を発揮して来るようになりまして、従いまして特に政府みずからがこういうものを抱えて、或いは政府がその結果を歪めるんではないかというふうな誤解を受けるにやうに、政府がただ委託して企画するだけで、実際の調査は民間機関にやつてもらふというほうがよりクリアな感じになるのではないかとすることが一つであります。

もう一つは、やはり行政機構の簡素化ということが一つの進んだつたわけでございます。今申しますやうに、これを廃止しても何ら世論調査することについて支障がない。而もこれを廃止することによつてかなりの経費が節約になるし、或いは今までこれに従事しておりました職員の数も減じて行けるということがこの主眼点でございます。

それから世論調査の結果がいわゆる政府の何と申しますか、表明しておりますところと違ふやうな結果が出る場合がしばしばあるのじやないかという点でございますが、それは確かにそういう点があるかと思ひます。我々世論調査をやります場合には、勿論国立世論調査所としてもいろいろ企画して参りますが、大体は各省からの希望によりまして、どういふことを調査してもらいたいというものが来るのであります。各省といたしましてはやはり政策の一部面を担当いたしております。部面として、自分らの省でやつております行政が一体どういふ結果になつて

おるだらうかということが非常に知りたい熱意に燃えておるのであります。従いまして各省におきましては、或る方向に行政を行なつて参ります。その結果がその通りに行つていくかどうかという点について、やはり国立世論調査所に今までは調査を頼んでおつたのであります。ところが各省の考へております方向と世論調査の結果が食い違つた、或いは考へておる方向の線までなか／＼達しないというやうなときには、やはりその省といたしましてはそれを非常に参考にしたしまして、未だ及ばざるやうなところがあつたかという点であつて、今後の行政にその面を生かして是正して行くという方向に行つておるのであります。必ずしも現実の行政なり各省において表明しておりますところと、世論調査の結果とが合わないことがあつても、これは止むを得ないんじゃないか、かように考へておる次第であります。

○木村義八郎君 只今の御説明で一応はわかつたんですけれども、まだ納得行かない点があるわけですね。その一つは、国立世論調査所の場合、これは予算に組んで、妙な世論調査をやれば国会で批判を受けますよ、ですから政府で定めた世論調査をやるといつても、そんなに歪めた世論調査はできない。それは皆眼を光らしてゐるんですから。国会に対して責任があるわけですから。ところでどうしますと今の御答弁と少し違ふのです。君がやるから歪めてやるのじやないかという色眼鏡で見られるから、それをやめて民間に委託する、ところが第二の問題は、民間に委託しておいて、例えば朝日とか毎日とか読売とか時事通信と

か、いろいろありますが、併しその調査対象の問題にもよるんです。相当各社によつて違ふのです。プロ政府的な社と反政府的な社と非常に違いがある。統計でも、世論調査でも純粋な客観性というのはいふ得ないんであつて、どうしても、そこに政治性が加わるわけですよ。それは統計のとり方、調査対象のとり方によつて幾らでもこれは政治的に曲げようと思へば曲げられるんですよ。ですからむしろ私は経費がそんなにかららないのなら、よほど冗費を使つてゐるのなら、経費節減上や必要があるというならにか、やはりまだ早いのではないかと。これは見解の違いになるかも知れませんが、我々各省のあれを見ておりますと、やはりニュアンスが違つておると、そのニュアンスの違いというものが、やはり反政府的なところとプロ政治的なところと違ひます。どうしても委託調査されたところは補助的なものをもちろんです。ですからそのものをもつたのでしよう。ですからその反政府的な結論を出すかどうかは疑問な。そういう意味でむしろ国立世論調査所をよく育てて行くほうが私はいいんだと思ふ。政府でやるんだから、歪めた結果が出るというやうなそういう今の御答弁は、これは本当は政府側の立場で、本当はとるべきでないですよ。政府でやるんだから正しく運営されるという見解をとるのが本當じやないですか。むしろそれを正しく育て上げて行くというほうが、むしろ私は筋が通ると思ふのです。

○政府委員(江口見登留君) その統計に対する心はまゑと申します。朝日とか毎日とか読売とか時事通信とか、方針の問題、これはいろいろに

よつて違ふことであります。私まあ詳しいことは存じませんが、聞くとところによりまして、大体国でその世論調査機関を持つておるところが非常に少ないというのを聞いております。アメリカでもほんの一部分だけを、例えば農業関係とか、一部分だけを国でやつておるやうであります。イギリスでも何か極めて限られた部分について国でやつておるやうなことを聞いております。ただ占領下において民間にそういうものがなかつたが故に政府にそういうものを作つたという事情がございまして、世界の方向としては、やはり民間にそういう機構を育てて行くと思ひます。そういうものが発達することが望ましいのではないかと、かように考へておるのでございまして、只今のお話のように、やはり委託を受けたところは多少その反政府的であり或いは政府的であるというやうな色彩はどうしてもあるやうなことであります。それはあるやうかと思ひますが、そういう色彩はできるだけなくなつてもらうやうに、その民間調査機関自身が一つ立派なものになるやうに行つて頂かないと困るのでございまして、従つてその点は或る調査機関に国から委託しまして、その結果が出た場合に、又その結果を見まして、他の調査機関がそれをまあ批判することもありましようし、漸次そういうことを行つて、そういう純粹でないやうなやり方をする世論調査所はやはり皆から叩かれるやうなことになるのではないかと、かように考へております。

○木村義八郎君 実際問題としてうまく行きますか。朝日に委託して読売に

しないというわけに行かない。説きにして毎日に行かないというわけに行かない。そういう何かあが来て来ません。それはそれでなければいいのですけれども、実際問題としてそういうような場合に、結果としていい世論調査が出て来るのが一番の目的になるわけですから、実情、現状を見た場合、あそこをやつてここにやらんわけに行かん。緒方さんが関係しておるから朝日にやらせるなんという妙なあれも出て来たり、そうすると必要でないものを、又朝日にやつたから毎日にもやらなければならん。毎日にやつたから、読者にもと、それなれば、やに今の実情ではこれを国立世論調査所をやつてもいいのじやないかと思ふ。

○政府委員(江口見登留君) 確かにこれを実施いたします際にお話のような苦勞はあるかと存じます。一方やつて一方にやらないわけに参りませんし、ただやはりその世論調査所には多少の調査所によつて色彩と申しますか、特徴があるだろうと考へますので、こういう調査はどこそこのほうがより長く手がけて来ておるからそちらのほうがいいのではないかとしようなこと、ずつと長い年月の間にはそのだん／＼廻り持ちというようなことを、一方にだけ偏するとうようなことををなくすように心掛けて行かなければならん、かように考へております。

○田畑金光君 第一、二点お尋ねしたいわけですが、世論調査という言葉を先ほど来論議されておりますが、総理府設置法によりまして、第十條、総理府附屬機関として国立世論調査所、或いは又十四條を見ましても見出しといたしまして国立世論調査所という言葉が使われておるわけであり、そこで私はそも／＼現内閣の世論というものはどういうように解釈しておられるのか、或いは世論というものをどの程度取上げ或いは尊重されておられるのか、この基本的な問題についてお尋ねしたいと考へるわけであり、国立世論調査所がそも／＼その目的として行政の運営に資する目的で世論の調査を実施する、こういうことになつておられますが、世論というものは単にこういう国立の機関において統計その他を通じて捉えたもののみを世論と言はれるのか、或いは勿論又それだけではないと御答弁になることはわかり切つております。民間の機関等、或いは新聞とか或いは雑誌、あらゆるいろいろな報道機関等の調査等も勿論政府は行政の運営において取上げるのだ、こういうような考へ方でおられると思うわけであり、ただ私たちがの不安に思ふことは、国立の世論調査所を設けて世論の動向を政府はキャッチされるにいたしまして、或いは又民間の情報機関等を通じて世論というものを把握されるにいたしまして、今日の政府の態度というものが一体世論というものは何を指しておるのか、或いはこれをどう受取つておるのか、こういうことを根本的に我々は疑問に思ふわけであり、例えて申しますならば、今回のこの国会における一連の汚職や疑獄事件に關連いたしまして、政府を平素支持する新聞紙であつても、或いは若干政府には批判的な新聞であつても、或いは中立的な新聞の批判であつても、今回の一連の疑獄事件を通じて政府に対する責任というものを明らかに要求しておるわけであり、かようなすべての新聞が一つの方向を明確に打出して政府にその責任の所在を明らかにすべし、こういうようなことを要求しておる。こういうような段階において、これが世論と政府は汲み取つておられるのか、世論として若しこれを汲み取つておられるならば、このような場合に政策の立案、行政の運営においてどういう心がまえを以て政府は臨まれようとするのか、この点につきまして私は政府の態度を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(江口見登留君) 非常にむづかしい御質問で、世論というものは一体何を世論と見ておるのかというところでございしますが、勿論行政をやつておる統計などから抽出したものなども一つの世論の一部分を占めるかも知れませんが、或いは又実際にやつておられますように数千人の人口調査事項を書き込んだカードを配りまして、それを集計いたしました結果のパーセンテージを根拠として世論というものを判断するということもできましようし、或いは国立世論調査所がやつております以外にも、各新聞社等におきましていろいろ政治的な世論調査もやつておられます、その統計なども載つておりますが、それらもその新聞社の調査の結果による世論だと考へます。ただ新聞の記事になつておるものが世論であるかどうかというところは、これはいろいろ學問的にもむづかしいことだと存じます。勿論政府の要路者といつたしましては、新聞の記事自体をそういうふう

に考へていろ／＼なその後のあり方について判断を下す場合もありましようし、或いは又違つたような記事を世論と見て、その方向に又氣持を向ける場合もありましようし、それらはいろいろのものでも世論と見て施策の判断資料にしているのではない、かように考へる次第でございします。

○田畑金光君 私の問題でこれ以上追及いたしますと、非常に時間を取りますので、只今の答弁は非常に不満であり、私のお尋ねする要点を答えていない、こう申上げたいのであります。

新聞の記事等も御承知のように一つの統計と申しますか、或いは世論の具體的な調査の数字の上に立つて記事として現われて来るのであり、或いはそれが社説として現われ来るのであり、従つてそれは最も典型的な世論と私どもは見なければならんし、それを尊重することが総理府設置法の十四條にある国立世論調査所の設置の目的であると考えております。この点はこれ以上追及いたしません、もう一つの点お尋ねしておきたいと思ひます。

先ほどの参事官の御説明を承つておりますと、今回のこの改正というものは單なる行政整理のためになされた措置に過ぎないように見受けるわけであり、と申しますのは、国立世論調査所の任務というものが世論を如何にして把握するかという企画、立案の機能というものと、もう一つは實際に世論の動向を調査し把握するという、実施面の二つの面を担つて参つたわけであり、ところが今回は世論を實際に把握し調査するという機能というものを民間の機関に委託しよう、こう

いうようなのが今回の改正の狙ひのように見受けられるわけであり、先ほど来の質疑応答を通じてわかりましたことは、民間の機関に委託するとしても如何なる機関に委託するか、又事前の措置もなされてない、とられてない、こうなつて参りますと、實際に世論を調査し把握するといふこの活動の面というものは停滯することになつて来るわけであり、重要なこの面の機能というものが杜絶するということになつて参るわけであり、そういう点を私見しましたときに、今回のこの一部改正というものは單なる行政整理の目的である。或いは更に申上げますと、行政整理に名を借りて、世論の調査というこういう重大な機能を政府はなくして行こうとする。私たちが大に申しますと、最も現内閣ににとつて大事な世論を尊重するといふこの機能を完全に抹殺しよう、こういうような面が見えるわけであり、したが、この点に關しまして實際に調査或いは世論の動向を把握するといふこの機能が一時的にも停滯するわけであり、補つて行こうとするのか、お伺ひいたします。

○政府委員(田上辰雄君) 田畑委員のお話によりまして、民間の機関に委託をする、たとえ企画は政府でいたしましても、民間の世論を把握するのはその民間機関である。従つて政府は世論を把握し得ない結果になりはしないかというお尋ねであつたように存じます。

○田畑金光君 私の言ふのはそうじやなくて、民間に委託するといふのならば、先ほど御質問にありましたよう

に、まだその委託を受ける機関がきまつていない。民間には二十幾つかの如何なる機関があるけれども、そのうちの如何なる機関にこれを委託するかというところがまだきまつていないのだ、そうしたならば私の尋ねたいのは、そこに一つの最も大事な世論の調査をするというこの実施面の活動が停滯するわけであり、本間に世論の動向というものを継続的に不常にこれを政府としては取上げて行こうとするこの国立世論調査の本当の機能を皆さんがたが尊重するという気持があるならば、かりそめにも一時的にもそこに中絶する、そこに停滯する期間があつてはならぬと思うわけであり、少くとも如何なる機関に今後の実施活動面、実施面を委託するかというのをきめて、初めてその民間機関に委託しても一向仕事の支障にはならないのではないか、こういうことにならうかと思うのであります。参事官は先ほどの答弁によりますと、そういうような面は全然触れられていないのであります。そこをお尋ねしているのです。

○木村義八郎君 関連して……この二十九年度の予算は通つていっているのですから、そういうことはもうなされていなければならぬはずで、それなのにどこへ委託調査するか、それもまだわからぬというの、これは非常に怠慢だと思ふのです。ですからそこそこへどういふ問題を委託するか、二十九年度は十一回委託することになつて、十一回委託というのはいくつ項目の委託であるか、その委託対象、どういふ問題を委託するかということ、これがもうはつきり示されてなければならぬはずですよ。もう六月ですよ、

予算はとつて通つていっているのですから、一時的にでも停頓しておるのではないかと御心配でございますが、現在、予算は先日通過いたしておりますけれども、今日この総理府設置法の一部改正に關する法律が決定して、おまかせの、委託の行為というものは、これはそういう法案の決定いたしません間は多少延びて来ておるわけであり、併し世論調査の企画面につきましても、各省からいろいろ問題も来ておりますし、それについての研究をすでに始めておるのでござい、従つて企画をいたしますのもいろいろ専門的な相当手数のかかることもござい、すぐには実施するといふわけにも行かず、事前の企画の計画とそれから準備が必要なんでござい、そういう点につきましてもはできるだけの措置をいたしておるのであります、この法案が決定になりましたらば、御心配のような点のないように十分用意をしており、直ちにでも実施し得るような態勢でおりますことを申し上げたいと思ひます。

○木村義八郎君 それはおかしいですね、もう予算を組むときにそういう用意がなされていなければならぬはずですよ。予算編成のときにですね、もうだつて六月ですよ、それでこの法案が通らなから委託先もわからぬというのでは、それは話にならないですよ。この法案が通つたら直ぐ実施できるやうな、どこへどういふことを委託するといふことがわかつていなければならぬですよ。それは僕はおかしいと思ふのです。やはりさつき矢嶋委員が指摘したように、どうも国立世論調査所でや

つていいますと、世論調査もそういう方法でやるのではありません。或る一定の科学的方法でやるのですから、その結果が政府の政策に非常に反するやうな結果のみが出て来るので、政府みずから調査した結果が非常に政府を批判するやうな結果になつたのでは非常に困るといふ意味で民間に委託調査すれば、或いは民間の世論調査の結果だからあれにはいろいろ責任は十分負えない、そういうやうなことで、あれは一つの参考であつて、どの程度信頼を置けるかわからぬ、そういうことに逃げる余地も出て来る。政府みずからやつた世論調査ならばそういう逃げ道はないわけですよ。これまでの実績を見て、矢嶋委員が指摘したやうに、非常に政府の政策に反対の結果が出て来るので、政府みずからこういうことをやつて来た、そういうやうなことからこれを廃止するといふやうになつたのではないかと考へるよりほかにないと思ひます。未だにどこに委託調査するのかわからないで、この法案が通つたらこれからきめると言つたつて、その期間プランクになるときにどうするの、か、こういう疑いが出て来るのは当然だと思ふのです。その点を質問していただくわけですが。

○政府委員(江口見登留君) 御疑念の点御尤も存じますが、予算は四月から勿論使えるわけでございます。ただこれが、国立世論調査所がずっと二十九年度存立するといふことになりますれば、もう四月からでも或る一定の企画の下に政府みずからその調査をやることのできるわけでございます。その調査をやるためには、長いものは二十日から一月もかかる、政府みずからやれば政府みずからの支出という形式で世論調査が行われるわけでございますが、この法案を提出いたしておりますために、これが政府が四月からその調査を始める、この法案は通る、人は減る、今までやりかけた調査は一体どう清算するかというやうな技術的な面がございまして、事務局としては甚だ躊躇切りにくかつたのではないかと考へるものでござい、従いましては、これをやめるといふことにきまりますれば、本腰を入れて直ぐ民間に委託することになるわけでございますから、その委託するための準備と言ひますか、その企画などは勿論進めて、各省と相談しておるわけでございます。ただどういふ調査をやつて、それをどこに調査所に任せるとかという点につきましては、先ず企画の上で最初の調査は何を取上げるかということがきまりましてから、それに向つた世論調査所を合せ行きたいと思つておりますので、予算は例へば十一回分という或る一定の単価を弾いてできておるわけであり、それから、どういふ調査を何調査所に委託するために何は要するのだといふやうな細かい予算にはなつておりませんことを御了承頂きたいと思ひます。

○木村義八郎君 どうも国立世論調査所はなくなるのでしよう。ですから計画としては、プランとして立つておかなければならぬ。民間の各世論調査所には特色があるといふことを言われたい。朝日の世論調査はどういう特徴がある、毎日はどう、読売はどう、時事通信はどう、こういうことは当然調査されておつて、大体項目はこれから考へるとしても、その範囲というものは大体きまつていなければおかしいと思ふ。それでなければ非常な怠慢だと思ふ。それからこれは後でもいいのですが、二十八年度十三回世論調査をやつたやうですが、これはどういふ項目について世論調査したか、そうしてその結果どういふやうなことが出て来たか、後でいいのですが、資料として頂きたいと思ふ。それから二十九年度の十一回の世論調査というものは、その調査項目はできていますか、できていなければ仕方ありませんが、若しできておつたらそれも併せて資料として頂きたい。

○政府委員(田上辰雄君) 昨年度調査いたしました十三回分の資料は後ほど書面で御提出いたしたいと思ひます。二十九年度の計画になつております十一回の世論調査はどういふ問題を予定しているかというところはまだ決定しておりません。これは各省から特にこの問題について世論調査をいたしても、いろいろ希望を持つて来るわけであり、そうしてその中の重要性等を考へまして、特に今度はこの問題を拾つてやるべきだ、それから又タイムリーに考へましてこれは急ぐのだ、これはあとでもいい、こういうやうな種類分けをして行くわけであり、而も緊急に起つて来た事象、是非この重要問題の調査をいたしたいといふことは、途中でしばしば起つて参るわけでございます。従つて一年を通じて十一回分を年度初めにおいて計画をするといふわけには参らないのであります。只今のところ各省から一応の希望をとりまして、その問題について今審

議をいたしておるような過程でござい
ます。

○木村義八郎君 政府の世論調査の狙
いはどういふところなのですか、大体
この調査対象を見ればわかりますが、大
体どういふことを狙いにしているのだ
か。例えば衣食住に関する世論調査に
重点を置くべきだとか、その重点の置
き方です。これはただときどき、無
方針に問題の起つたときに取上げる
というのではなく、一定のやり方、つ
まりこれは相当持続的に統計的にとつ
て行かないと、連続調査でないと正確
にはわからずしょう。今年やつたけ
れども来年はやめたというのでは比較
できないですよ。そうして二十八年
に現れた分は、これは二十九年に比
率は高かつたけれども二十九年は低
くなつた。ですから持続的調査が必要
ですけれども、大体調査に重点を置く
べき項目というものは何かあるん
ではないですか。それに臨時に緊急を
要するものとして出て来たものを合
してやると、そういう業務計画みたい
なのが一定あるんじゃないですか。

○政府委員(江口見登留君) 御尤もで
ございまして、特別の調査回数も十一
回とか十三回とかございまして、その
中で或るものにつきましては毎年継続
的にやつておるものもございまして。と
ころが各省からの照会によりまして
も、非常に調査してもらいたいとい
うことが多いのでございまして、それ
も毎年繰返してやるといふことはとも
予算上も機構上も不可能でございま
して、特に最近数年間こういうものを毎
年とつてみようではないかということ
につきましては続けてやつております

が、それ以外につきましては、そのと
きにまあ一番重要であろうという方面
の世論を調べてみたいということ、大
体ではあつた世論を調査するほうが多
いのでございまして。先ほどお話の毎
年とつて見なければならぬではない
かと、いろいろな種類の調査は、これは大体各
省でやる、例えば生計費調査とか或
いは経済審議庁でやつております。い
ろんな調査とか或いは農林省でやつて
おる調査とか、労働省の調査とか、そ
ういふ各省でやつておるもの、資料の中
には毎年或いは毎月とつておるものも
ございまして。そのほか世論調査所
でやる分につきましては、只今申しま
すように、その時代として数年間はつ
てみたいという項目を、一、二、それ
以外はタイムリーに各省の申出乃至は
国立世論調査所の考えによりましてそ
の項目を取上げてやつておるような
わけでございまして、例えば去年のよう
な非常な風水害がありましたような場
合には、予定にはなかつたのでござ
いまして、風水害のいろいろ、な国の施策
に對して災害地方の住民はどうい
う意見を持つておるかということ、急
遽調べたいということ、臨時にそれ
らのことが現実的にそれらの中に入つて
来たようなことがございまして、御
説ではございまして、年度初めに項目
をきめておくということ、実は如何
かと、かように考えた次第でござい
ます。

○木村義八郎君 もう長くなりますか
らこの世論調査所に関する質問はこの
程度にいたしますけれども、どうも感
じとしては、最近政府が非常に世論を
恐れて来ている。例えばNHKなんか
でもあの三木鶏郎のあいつの問題につ
いても何か干渉めいたことがあるやに
聞えます。何となく世論が正しい結
果を、又非常に辛辣な結果を出すとい
うことを恐れて、それを直接間接に抑
えて行くような方針をとつておるんじ
やないかという気がするのです。まあ
これも今の国立世論調査所の廃止も
その一環ではないかという感じがし
ました。この点についてはまあこの程
度で私は質問はございせん。

○矢嶋三義君 ここに幾つか法律があ
るのでございまして、これを審議して
おる間に、これに對する質問を留保
しておきま
す。それはやはり民主政治は世論と非常
に關係がありまして、今までの国立世
論調査所と政府の態度との關係、並び
に今後民間のこの調査機関に委託する
わけですが、従来新聞の世論調査
と、これに對する政府の見解、そう
いう点について、短時間、基本的に副
理に伺いたいと思つておる。今お喚
びしては、いろいろの何で御迷惑を
かけるでしょうか、この法律をずつと
やつて、他の法律でもそういうところ
が出て来るかも知れませんが、その
点だけ保留して、私もこの国立世論
調査所の点については質疑はござい
せん。

よつて予算は如何ように変化をもち
ますのかといふことです。どうしてそ
ういふことを伺うかと言いますと、政府
はこういう審議会の整理方針を立て
ておられるわけですか。国立世論調査
行政機構の縮減という立場から廃止
したわけでありまして、ここに在外財
産問題調査会といふものがあるのに、
わざわざその基本方針と違つてこう
う審議会を設けられたのは、ちよつと
逆行すると思つておる。是非とも必
要な理由はどこにあるのかといふのが
第二点。

それから第三点は、この在外財産の
問題の処理といふものは、随分やかま
しく言つたのですが、重大な問題です
から、現在大ざっぱに言つてどうい
う事情にあるのか、極く重点的にい
うから、以上三点を承つておきたい。
○政府委員(江口見登留君) 予算の点
につきましてはちよつとあとから申上
げます。それから現在ありますこの
調査会は閣議決定に基づき事実上の
機関として設けられておるのでござ
いまして、すでにも回数回合を開き
ました。いろいろ二回は答申書も出
ておるようございまして。これをなぜ
今度法律で正式に在外財産問題審議
会といふものを作るのか、行政機構
の簡素化、整理に反するではないか
といふこと、勿論その点はござ
いまして、只今お話の中にもありま
したように、在外財産問題といふのは
非常に重要なところがある。ござ
いまして、問題は非常に広範であり
まして、共に、或いは對外問題を含
んでおる。すし、なお場合によりま
しては数千億、或いは数兆億とい
ふような金の問題

にも触れて来るわけでございます
が、非常にこの問題自体が重要でござ
います。この事実上の調査会が
できましてから、いつかはこれは
できるだけに法律に基いて權威の
ある機関にしなければならぬとい
うに考えられておりました。殊に
この在外財産を残して来られた方々
が非常にたくさんおるのでござ
いまして、この方々がだん／＼い
わゆる終戦後におけるいろいろの
事態が片付いて参りますに連れ
まして、今度は在外財産を何と
かしてでも残したいといふこと
で非常に熱意をもちまして、自分
のために是非權威ある機関を設け
てほしいといふような強い申出も
ございまして、やはり法律上の審
議会にしたほうがいいのではない
かといふことになつたのでござ
います。

で、この規定にもございまして、通
り、關係するところが非常に多
うございまして。引揚護照庁
或いは外務省、大蔵省等に關
係してございまして、この所
在を總理府に置くということに
いたしてございまして、一切の
この底務は大蔵省の理財局で
行ふことになつております。私
どももこれの所管の中に入る
わけでございます。私どもも
な恰好で、詳細な内容は
大蔵當局から来ておれば御
説明をして頂きたいと思
ひます。

○政府委員(田上展雄君) 予算の点
を私から申し上げます。二十九年度の
予算といたしまして、總理府本府内に
四十九万円この在外財産問題審議
会の経費として出ております。内訳
を申し上げます。委員の手当がその
うち二十一万五千円、それから諸
謝金が十万八千

円、委員の旅費が二万三千元、庁費十四万四千円でございます。それからなお……

○矢嶋三義君 いや、もうそれだけでいい。もう一点ありましたね、在外財産処理の現在の状況ですね、概要でいいですから、どういう大きな問題となつてゐるという概略を……

○政府委員(田上辰雄君) 在外財産問題調査会の今日までの活動状況を申し上げますが、昨年の十一月十三日に閣議決定によつて設置されました以来、大体大きな問題を三つ解決してゐるのでございます。第一点は引揚者の持ち帰つた旧日銀券の処理、第二に未払送金為替及び在外預金の処理、更に最近引揚者及び復員軍人、軍属の有する郵便貯金、債権の処理について、これだけにつまみましてこの調査会としての答申を済ませておりました、それ、必要な法制の手続等まで進んでおります。

○木村福八郎君 二は何でしたかね。

○政府委員(田上辰雄君) 二は未払送金為替及び在外預金の処理、三が引揚者及び復員軍人、軍属の有する郵便貯金、債権処理について、以上三件でございます。

○田畑金光君 在外財産調査会が今まで、昨年の閣議決定に基づいて設けられた機関によつて運営されたものが、今回総理府の附属機関として運営されて行こうとする、この方向に対しては私妥当だと、こう考えるわけでありませう。ただ問題は、私の心配する点は、一体今後これが総理府の附属機関として運営されるにいたしても、その運営がどういふ構想の下に運営されるのか、或いはその中に設けられま

する審議機関等の答申案というものを政府はどの程度尊重し、これを實際政治の面において実現しようとする方針を持つておられるのか、この基本的な問題如何にかかわると見るわけでありませう。昨年の閣議決定の要綱を見ますと、在外財産の喪失者に対する補償又は救済措置の必要の有無、その程度等、在外財産問題の処理に関する基本事項を審議する目的を以て云々と、この調査会の任務というものが一応謳われておりますが、私たちの知りたてゝ在外財産を失つた人たちに對する補償とか或いは救済措置というものを、どの程度政府は誠意を持ち、熱意を持つてやつて行こうとするのか、この点私非常に重大な問題だと考えるわけでありませう。戦争犠牲者が幾多まだ国の施策から救われないでそのまま放置されております。ただ昨年の恩給法の改正によつて軍人恩給が復活された、これだけが漸く現内閣の下において処理されて来た戦争犠牲者に対する措置の一斑であります。ところがこの在外におりましたところの、本當に忠実にそれぞれの地域にあつて働いて、そして無一物になつて来た諸君というものが、何ら今日まで顧みられていないか、つたというところに我々は非常に大きな不安と不満を持つておるわけでありませう。この問題に關しましては、私たちもどうしても政府の基本的な方針がどう今後取上げて行こうとするのか、これを尋ね、方針を聞きたいわけでありませう。

そこでこの点につきまして、官房副長官にお尋ねいたしましたも、これは答弁の域外だと、こう考えておりますので、先ほど矢嶋君からも、国立世

論調査所の問題に關連いたしましたして、政府の少くとも副総理の出席を求めて見解を承りたいというお話がありましたが、私はやはりこの在外財産問題の審議会の設置に關しまして、政府の基本的な方針というものを承りたいと思ひますから、委員長におきまして適當な機会に、総理大臣と云いたいわけでありませうが、これは又要求しても出て来やしませんでしようから、少くとも副総理に出て頂いて、政府の所信をお尋ねしたいと思ひます。

○委員長(小酒井義男君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(小酒井義男君) 速記を付けて下さい。

それでは総理府設置法の一部を改正する法律案につきましては、若干まだ質疑が残つておるようでありますが、この質疑を後刻行ふことにいたしますので、次の法律案の審議を行います。

○委員長(小酒井義男君) 次に航空技術審議会設置法案を議題といたします。

○野本品吉君 この法案の中の關係行政機関、つまり文部省、通産省、運輸省、保安庁等でいろいろな研究機關を持つておるようですが、どんな研究機關をお持ちになつておるのか、それを伺いたい。

○政府委員(千秋邦夫君) 答えたいいたします。

れで文部省は、各種の研究機關が、附属研究所であります。基礎研究をやつておるのでございまして、これはちよつと名前を挙げるには非常に各所でやつておりまして、先ず各大学が基礎研究をやつておるという状況だと思ひます。ただ二十九年度から東京大学に航空学科が新設されたのでございませう。

それから通産省におきましては、東京、名古屋、大阪、各工業試験所が合成樹脂等の材料關係の研究をやつております。それから機械試験所におきましては、原動機その他機械關係の研究をやつております。それから電気試験所關係におきましては電子機器關係の研究をやつております。それから資源技術研究所におきましては燃料關係の研究をやつておるわけでございます。

それから運輸省におきましては、運輸技術研究所におきまして、原動機と流体力學關係の研究をやつております。運輸省におきましては、以前の設備がございまして、直接航空研究を或る程度までやつておりました、二十八年度の予算におきましては一千万円ほどやつております。なお二十八年度におきましては、十三件余民間から委託研究も受けております。

先ほど申されましたが、通産省のほうにおきましては、直接並びに間接全部入れまして、約九千万円ほどの研究をやつておるようでございませう。

それから保安庁の研究所は、保安技術研究所でございまして、原動機と機械關係の研究をやつておるという状況でございませうが、先ほど申し上げました通りに、現在の施設では航空研究の一端を行うというに過ぎないと思ひます。

○野本品吉君 そうしますと文部省、通産省、運輸省、保安庁、各方面でそれぞれの研究をしてゐるわけですが、いろいろな方面で研究されておる研究の成果といったようなものがどんなふうになつてゐるのか、統一されて、まとまつたものにされておるのですか。

○政府委員(千秋邦夫君) 只今のところにおきましては、各省ばらばらにやつておるのでございまして、そういうような目的でこの法案を提出いたしました。成るべく早くこれら各所でやつておる研究を連絡調整すること、並びに現在やつておる研究は、先ほど申し上げました通りに、航空研究は今後我が国の産業の発達の上におきまして、或いは又輸出産業の発達の上におきまして非常に大きな問題でございませうので、どうしてもこの研究に力を入れて、総合的研究機關を作つて行かなければならぬ、これは法案の中に共用の研究機關という名前になつておるんですが、そういうようなものを作つて参る。そうして各所の連絡調整をして参るというふうな考え方から、この法案が作られておる次第でございます。

○野本品吉君 只今お話のありました「共用に供する研究機關」といふのは、どういふものですか。

○政府委員(千秋邦夫君) 航空研究は先ほど申しました通りに、非常に多額の経費を要するのでございまして、外国の例を見ましても、これは国費で多額の経費を出してやつておるものであります。而も又最近の例で、参りますと、ジェット・エンジンとか、そういうようなものができて参りました。

たし、或いは又航空の安全のために電子機器等が発達したとして、例を申上げますれば、着陸のときあたりでも全然飛行場の施設が見えなくても同じような一定のルートで降りて来られる。これはつまり電子機器のレーダーの発達であります。そういうようなことをやります。そのほかに各種の計算をやります電子計算器等も付けて参る。この電子計算器だけでも一つ四億円もするのであります。そういうようなことから考えまして、非常に多額の経費を要するところの研究機関というものはたくさん作れない、外国におきましても先ず一カ所でございます。これらの研究機関は各省に關係いたしますが、日本では一カ所作りまして、これを各省の共用並びに民間の方、これらの方々にも全部使つて頂く、その代り非常に大きな設備を作つて行くというふうな考え方からして、この「共用に供する研究機関」というものを考へておる次第でございます。

○野本吉吉君　そうしますとこの「共用に供する研究機関」は、各省の研究機関及び民間の研究の便益のために公開利用させると、そういうことになりませんが、それじや「共用に供する研究機関」というのは、どこがこれを押えて行くことになりますか。

○政府委員(千秋邦夫君)　只今のところまだそこまで政府としての方針がきまつておらないのでございますが、これは至急きめなければならぬことでございます。実は科学技術行政協議会におきましては、そういうようなところの連絡調整をする権限がないのでございます。従いましてこの航空技術審議会が設置せられましたならば、

先ず最初の大きな仕事で、今野本委員から御指摘のあつた点を決定する点であらうと、即ちこの第二条に審議事項というところが書いてございますが、その第一号に「航空技術に関する重要研究の目標及び方針に関すること」とありますが、この第一号が今御指摘になつた点ではなからうかと思つてござい

ます。

○野本吉吉君　その「共用に供する研究機関」をどこで押えて行くかということになつて参りますと、これはまだ御決定になつておらんやうであります。その際にも又おれのほうのもの、おれのほうのものだというやうなわけで、非常にやかましい問題になつて来るのではないかと思つて、そういうふうな意見というものを押切つて或るところにまとめて行くという御決意といひますか、それはあるのでござい

ますか。

○政府委員(江口見登智君)　先ほどからお話申上げますように、航空技術並びに航空機生産というやうなものにつきましても、日本の政府機関におきましても数カ所において研究も、その緒につこうとしておる際でございます。併しながら多額の金が必要で、その達成するためには、やはりこの連絡調整と申しますか、まとめ機関というものが是非必要であらうというところで、この航空技術審議会設置法を願ひすることになつたわけでござい

ます。この法案自身を作ります際におきましても、各省いろいろ意見が出ま

して、この法案を作ること自体が非常に難航したのでござい

ます。併しいつまでも各省勝手なことを言つていたのでは共同研究もできないと、そこで各省が折れ合つてこういう法律を作ることに

ついては反対ではない、作つてから後もうまく運用してもらいたいという

ことで、結局会長は内閣総理大臣、副会長は国務大臣を充てることになつておりますが、我々の予定といたしましては副総理を充てまして、そうして只今の御懸念の権限争といひますか、そういうやうなことをできるだけ最小限度に食い止めるやうに持つて行こうとするのがこの審議会の目的でありまして、できましたならば、その辺の運用はよろしきを得て行きたいと思つております。

○野本吉吉君　只今の点は相当将来に困難な問題を残すのではないかと私は想像するのですが、その点につきましまして、この法律案の立案の趣旨を徹底されまして、折角のこの法案の目的が実現されるやうに最大の努力を希望いたします。

更にお伺ひいたしておきたいことは、御説明にもございましたが、欧米各国に人を派遣してやうして各国の航空機に関する研究、各般の問題についての研究を視察をした。そこで私がお伺ひをいたしたいのは、その研究機関のために派遣された調査団と申しますか、視察団と申しますか、それは大体どういふメンバーで構成されておるか、なおそれらの方々が帰られて最も強く要望された点はどういふ点であるか、この点お伺ひしたい。

○政府委員(千秋邦夫君)　団の構成は東京大学の教授の守屋富次郎博士が団長でございまして、そのほかに運輸省から山内工学博士、それから通産省から松代技監、保安庁から飯塚技

監、それから東京大学の八田工学博士、それからあと民間の方でございまして、富士重工工業の渋谷工学博士、それから石川島重工業の永野工学博士、それから新三菱重工業の角田技師、それから日本電気株式会社の小林工学博士、それから東京芝浦電気の竹谷技師、それから住友金属の木村技師と阿部技師、それに科学技術行政協議会の阿部総務課長が参つたのでござい

ます。そしてこれらの方々の報告があるわけでございまして、実は数が少ないので、ちよつと差上げかねたのでござい

ますが、御要望がございましたら、ここで差上げたいと思つ

ます。い

ずれ又あとからまとめまして全部差上げたと思つ

ますが、一番の要望は結局米

局米国におきましてNACAと申しまして、ナショナル・アドヴァイザリー・コミッティー・オブ・エアロノミクス、即ち航空技術審議会でございますが、これを早くつくつてもらいたい、そして共用に供するところの研究機関を早く作つてもらいたいといふのが要望でございます。

○野本吉吉君　そういう非常に強い熱心な要望があつたのですが、それに対してこの案をまとめるまでに随分時間がかかつておるやうに思ふのですが、何かむずかしい困難な事情でもあつたのですか。

○政府委員(千秋邦夫君)　実は二十八年度の予算にこれが間に合うやうにできれば、一番よかつたのでござい

ますが、併しながら丁度二十七年におきまして航空研究が再開し得るというやうになつたのでござい

ますが、二十七年に再開し得るやうになりまして、すく

に二十八年度の予算に間に合わせるやうには努力したのでありますが、これは先ほど江口副長官から申上げましたやうに、關係する省が非常に多くて、そうして慎重に審議しなければならぬというやうなことからして、どうしても二十八年度の予算には間に合

が一つ。
それからもう一つ、審議会の構成で、会長が総理大臣、それから副会長を副総理にするというようなお話を承りました。今までの科学技術行政協議会の会合にしても、その他の学術会議にしても、総理が会長になるということになっておるが、これは殆んど

空文に帰しておつて、極めて軽く扱われたというのを聞いておるのです。が、そういうような御懸念はございませんでしようか。

○政府委員(江口見登留君) 各省に關係してあります仕事の連絡調整というものが主でございまして、内閣総理大臣が会長になつておるのでございしますが、そういう趣旨からして確かにいへば、な審査会や調査会で内閣総理大臣がその会長を勤めてゐるものが非常にたくさんあるのでございします。その理由は先ほど申しましたように、各省に關係があるから一省の或る専任大臣だけがその機関の会長になるというところにつきましては、ほかの省が反對するということなことで、みな内閣総理大臣のところへ持つて来たが事情があるわけでございします。従いまして御懸念の、ただ形式的に総理大臣が名前を掲げておるだけで、実質の審議に当るかどうかという御質問に對しましては、たくさんの方の会長を勤めておられますので、一々しづ／＼の會合に総理が直接出るといふようなことは或いは困難かも知存じますが、併し特にこういう重要な問題につきましては、できるだけ総理の裁断によつてものごとがきまつてゆくように持つてゆきたいものと、かように考えておりますし、そのほか副会長に副総理が當られますならば、その目的の一端をかなえるに好適ではないかと考えておりますので、御心配のないように十分注意をして参りたいと考えております。

○野本品吉君 私はこういう機関が形式的な運営でなしに、事実に効果を疑われませんように十分の御配慮と、それ

れから空転しないようにということを特に希望して私の質問を終ります。

○矢嶋三義君 この法案審議については副総理に来てもらうことが必要なんですけれども、一応伺つておいて、副総理に保留しておきます。で、官房副

長官に一応伺ひますが、科学技術行政協議会と航空技術審議会は全部と一部の關係になりますか、それとも完全に別個のものでありますか。

○政府委員(江口見登留君) 別個のものでございします。一方が一方の部会になつたりしてゐるような關係はござい

ません。

○矢嶋三義君 いやその部会になつてゐるとかいつのでなくて、完全に全部と一部の關係ではないけれども、実質上殆んどそれに近いことはないで

か。

○政府委員(千秋邦夫君) 取扱い範圍の問題といたしましては、科学技術行政協議会としては、航空問題なり何なり等はございしますが、併し權限の問題等からゆきますと、全部別個であるといふように考えておるのでござい

ます。科学技術行政協議会は學術會議と政府との連絡に第一に當るわけでございします。それから各省から問題が

出まると、それから各省間の科学技術に關する連絡調整をしなければならぬといふようなときに動きまして、自分自身がこういふような權限があつて、こ

うするのだといふようなことではないのでございします。併し航空技術審議

会におきましては、こういうようなことをやるというのを明確にしてあるわけ

でございします。そういうような意味で權限の方向につきましては異つて

ゐる、別個のものである。併しながら

科学技術という立場から行けば、航空技術審議会のほうは、航空は科学技術の一部でございしますから、その点では一部であるといふふうに私は考えま

す。

○矢嶋三義君 私が伺ひたい点は、我が国の科学の振興、科学技術行政とい

うような根本的な立場に立つて、政府はどういう根本的な考え方をしてお

るかということが私は擧げたいのです。例えば科学技術行政協議会は、今あ

なたが言われたように、學術會議との連絡といふことが相當大きな使命になつてゐるわけだ。その學術會議は総理府から民間に移すといふことがよく

伝へられてゐるのです。これは行政審議会の答申の一部にも入つてお

ります。この考えはどうなつてゐるのか。それからさうだとするならば、科学

技術行政協議会を再検討する考えがあるのかどうか。私は行政協議会を傍聴

したことはありませんが、どうも最近科学技術行政協議会は低調じやないか

と思ふのですが、その実情と、それから更に權限のところにもありますが、

敗戦によつて我が国の科学技術の水準た。併しその後における我が国の研究

機関その他を見ますと、非常にばらばらになつてゐる。普通の行政事務でも

共管事務が多くて、この整理ができな

いといふようなことが大きな問題になつてお

つておられますが、この科学技術の面、一面をとりましても、非常に研究機

関なんかばら／＼になつてゐる。だから優秀な技術者も不能事になるし、予

算面でも又施設の利用という立場から言つても、不能事になつてゐる。従つ

て科学技術の振興を期するためには、

やはりこれらのすべての現在ある機関といふものを有機的に統合することが大事である、こういうようなことが

一部に叫ばれて、そこから出て来たのが科学技術振興法というやうなものが

議員立法で生れて來てゐるわけだ。これらを総合して、政府は一体どう

いう基本的な立場に立たれてゐるのかとい

ふことが、どうも私は明確でないの

です。従つて官房副長官の、御無理か

と思ふし、又お聞きしてもどうかと思

うのですが、その學術會議とか、科学

技術行政協議会の關係、それから研究

機關を有機的に整備統合するといふこ

と、それからそれらの一つの具體的な

現われとしての科学技術行政の問題、

こういうものをどういふふうにお考え

になつてゐるか、一般論として伺ひ

たい。

○政府委員(江口見登留君) 科学技術

の振興という点から、それらを一本に

した科学技術行政とも言うべき官庁を

設けてはどうかという御意見は、もう

数年前からあるのであります。勿論議

員立法として提出されたこともあるよ

うでございしますが、科学技術の振興と

いふ面から強くそれらを推進するとい

う点は了承できるのでございしますが、

併し御承知のように、各行政部面に關

連して科学技術というものがあ

つてございします。科学技術關係を

一本に集めて、各省の持つてゐるそ

ういふスタッフ或いは研究所、研究機關

を一つにしたらどうかといふ点につ

きましては、その当該省庁の行政に關連

した技術部面が非常に多いのであり

まして、大体そういう特別の科学技術

庁を設置するといふことについては、な

お慎重に考慮する必要があるといふこ

か或いはいい施設を提供するというような傾向が私はこれから現れて来はしないか、例えば原子核の問題にいたしましても、例えば保安庁方面とかそういう再軍備論者というものは、すぐ兵器と結付けて考える。ところが日本の学者は飽くまでもこういうものは平和的な利用の方面に努力すべきであつて、そういう兵器のほうは研究しない、こう言つておる。ところが大学にそういう二人の学者がおつた場合に、兵器研究の学者を優遇する、施設面で優遇するというようなことは、私は今後必ず起つて来る虞れがあると、こういうふうには考えるわけでありま

す。特に先般防衛二法案の審議の過程において、木村長官は今後我が国としては空と海、空軍と海軍のほうに主力を注ぐということを言明されて、こういう航空技術の審議会ができて、航空技術が進歩するということは、これは非常に大事なことであつて、是非そうなくちやならんと思ひますが、これがやはり原子核等の研究とも関連を以て、原子科学の進展と関連を以て結び付くようでは、私は非常に困ると思うのです。それらの点についてはどういう心がけでおられるのか、これは私はやはり根本問題だと思ひますので承わつておきます。

○政府委員(江口見登留君) 私からお答へするには甚だ大きな問題でございしますが、併しいろいろな学問が産業方面或いはこれから防衛方面に関係いたしましたものがあります際に、政府として特に防衛に関係した研究とか学術とかいうものを厚く保護して行くというようなことを、今当面の方針として持つておるはずはないと、か

ように考えております。その研究がいろいろな方面に関係し、たま／＼その一部分が防衛力の強弱に影響を持つようなことがありましても、その点からのみの学術振興というのじやなくて、それらの点を合せての大きな面からの、或いは産業の発達とか或いは技術の向上とかいうような点を大きく見て、その全体としてそれらの振興を図るべきでございまして、一部そういう特殊の目的のためにのみやるといふようなためには、やはり学術会議とか、科学技術行政協議会とかいうような機関がありまするから、それらの機関が介在することになつていまして以上は、特殊なる目的を持つたもののみに優遇されるというようなことは不可能のように、かように考えておる次第でございします。

○矢嶋三義君 法案の内容について具体的に承わりますが、この第五条の委員というのは何名の予定でございしますか。

○政府委員(千秋邦夫君) 第四条に書いてありますように、委員は十五人以上と書いてあります。只今のところ私たちが原案を作つた者としていたしましては、十四、五人程度と考えておる次第でございします。

○矢嶋三義君 第七条の専門委員は何名の予定ですか。

○政府委員(千秋邦夫君) 私たちが原案作成者としたしましては、約百人から百五十人程度というふうな考えておる次第でございします。これにつきましましては、大抵専門部会が九つくらい考えられます。その又分科会がございまして、分科会が全部で二十くらい考えられるのであります。この専門委員といたし

ましては先ず百人から百五十人くらいというふうな考えるのであります。

○矢嶋三義君 その専門部会、分科会の資料は出ておりますが、これだけの部会と分科会があり、而も専門委員には常勤が一人もない、全部非常勤となつておるわけですが、更に事務上の援助をされる幹事はこれも全部非常勤になつていますが、そういうことで一体仕事はできませんか、どういふふうにやられるつもりですか。

○政府委員(千秋邦夫君) それにつきましては、実は事務局に、実際の仕事をする者は事務局員をして当らせまして、そして専門的な知識は専門委員から頂くというふうな考えておるわけでありまして。そしてその取りまとめをこれらの事務局のほうでいたしまして、従ひまして本年度は、先ほど説明申し上げました通りに、時間がなかつたのでございまして、事務局の定員等につきましては多くでございしたものでございしますが、実際問題といたしましては、各省からの相当の援助も得まして、事務局のほうで実際の取まとめをして、専門委員は、専門的な知識を借りてやるようにいたしたい、現在の科学技術行政協議会が大体これと同じような考え方で進んでおるのでございまして、専門委員の数も相当ございします。そして事務局員が専門委員の取まとめをして行くという恰好にいたしておるのでございします。

○矢嶋三義君 その事務局の定員は先ほどの御説明によると五人ということに了承しましたが、さうですか。

○政府委員(千秋邦夫君) 先ほど御説明申し上げました通りに、本年度は航空技術審議会の事務局員というのではな

る学術会議との連絡のためには月一回の総会をやっております。そのほかに、その結果を各省との間に連絡をするために幹事会を月二回開会いたしております。そのほかには部会が約十一ございまして、その部会が非常に重要な部会でございまして、外国技術を入れる、或いは又外国に人を出す、外国の科学機械を買う、国内の研究施設の改善をするというような問題を取扱つておる部分が約十一あるのでございます。この部会が非常に活動いたしまして、その結果を月一回の総会で報告してやつておるのでございまして、

〔委員長退席、理事長島根蔵君暫席〕

月一回の総会には私は淡々として動いておると思いますが、そのうしろには、やはり部会が相当活動しておるといふことを申し上げたいと思つてあります。

○矢嶋三義君 あなは事務局長になられて何年になられますか。

○政府委員(千秋邦夫君) 私はもう五年以上になるのであります。

○矢嶋三義君 その間に総理又は副総理が一回でも顔を出されて、しつかりやつてほしいというようなことでもありましたか。一遍も出席されたことはない、完全に名前だけだということをして私は承わっております。

○政府委員(千秋邦夫君) 総理は御出席になりませんが、副会長はときどき御出席になられて、特に非常に熱心に御出席になられました副会長もございまして。

○矢嶋三義君 最近の副会長の出席状況はどうですか。

○政府委員(千秋邦夫君) 最近では文部

大臣が御兼務されておられますので、文部省の御用事が非常にお忙がしい、特に国会開会中はお忙がしいようございまして、最近はおつと御出席がないようございまして。

○矢嶋三義君 この学術会議あたりの結論を見ますと、日本の大学を初め、この科学技術の研究陣営は、ともかく余ほど悩んでいるのです。科学技術行政協議会あたりはやはりこの会長は総理大臣であるし、日本学術会議の要望等は具現されるように、やはり私は努力されるべきであると考え、ところが非常にそれらの点については冷淡だといふことを聞いています。

この事情で今この審議会あたりを又ここに設けられても、よほど筋金を入れてやらなければ、これは所期の目的を達し得ないと思つて、これはあなに申してもしょうがないので、あとで副総理に伺います。もう一つ伺いますが、航空機の輸出を見込まれたといいますが、その状況はどうですか。

○政府委員(千秋邦夫君) これは仏印のほうに東洋航空という所でちよつと需給のようなのがあつたといふことがあつたものでございまして、ここにちよつと書いたものでございまして、併し私といたしましては、東洋におきましては、やはり日本は科学技術の最も進んだ国であり、将来どうしてもこういうふうな航空技術を発達させまして、輸出技術として振興させるべきものと考へて、ここに書いた次第であります。

○矢嶋三義君 これは通産省とも関係がありますが、そういう方面にも科学技術行政協議会のほうから、そういう

意見を申出て、将来航空機の輸出も一刻も早くできるようにやりたいという立場から、現実的に設けられつゝあるのですか、どうですか、ただ仏印からそういうあれがあつたからというので書かれていただけですか。相当実現性のあるような方向に通産省あたりも動いているかどうか。

○政府委員(千秋邦夫君) 実は、この航空技術審議会の法案を作りますときに、或る委員から非常にそういうふうなことを力説されたかたがあるのございまして、この内明け話になります。

共用に供する研究機関の所屬問題を討議いたしましたときも、これは通産省に置くべきである、その理由は将来輸出を盛にするためには、通産省がいいという意見を申されたかたもありました。ただ私の個人の意見で書いたもので、はなれて、目標がそこにあるといふことを委員の中にも意見がありました。

○木村福八郎君 この提案理由の説明の中に各国の航空技術は想像もつかないほど発達しておる。日本の場合と比べて、例えばジェット・エンジンなどを例にとつても、どの程度に開いてるか、外国の技術と日本の技術と。

○政府委員(千秋邦夫君) 私は航空機の専門家でないから、はつきり申し上げられませんが、詳細なことは書面でお答え申上げるよりほかに思ひます。

が、現在日本では例えジェット・エンジンといふものは作れないのです。ただ最近試作をやり始めたという程度でございまして。又外国におきましては、音よりも早い飛行機ができるとい

うような状態にもなつておるのであります。日本では到底そういうようなことも考えられない。而も又研究機関もばらばらになつてしまつて、技術者もばらばらになつてしまつた。従つて日本の航空といふものが私は底力はあるかも知れないが、新規捲直しではなからうか。人を集めて、そうしてもう一度やり直しの状態ではなからうか。

従つて日本の実力がどれくらいあるかといふことにつきましては、はつきり申上げかねるのではなからうか。ただ外国におきましてはジェット・エンジンができ、そしてスーパーソニックの飛行機までできて来ているとい

う状態です。而も又先ほどちよつと申上げましたが、電子計算器を使つてやつておる。それはなぜかといひますと、電子計算器といふのは二十人くらいの人か数カ月かかつてやる算計を、とにかく一時間くらいでやつてしまふのであります。そうすると、これらの飛行機といふものはどんな形がい

いか、そういうようなものをすべての場合について試作品を作るわけでありまして。そうしてすべての場合、何十という組合せをやりまして、実験するわけでありまして。そうすると、実験したものや電子計算器で計算してしまふ。そして何十、何百というデータを取上げて、そして研究して結果を出して行く。日本は一つの計算をする場合ですら、二十人くらいの人たちが何か月もかかる。そういうような状態で、到底現在では外国の状況に追いつかないといふことではなからうかと思

うのであります。

○木村福八郎君 私も全然航空の専門家でないからわからないのですが、い

ろいろ聞いたり読んだりしますと、今お話のようにこのジェットといふのは本当に殆んど日本の技術からいへば、夢のごとき発達をされている。そこで私はこの御質問をした趣旨は、今度アメリカから三十六億のいわゆる小麦の援助をもらうわけで、千万ドル、あれの使途ですね。あれの使途についてどういふ方面に向けるかについてはいろいろ議論があるのですが、ジェット・エンジン会社のほうに二十億くらい補助するといふ情報があるやに聞いたのですが、これはアメリカと協議しなければならぬわけですが、どうでアメリカのほうには意見が二つ分れてお

り、それは日本の技術の立遅れではジェット・エンジンが作れない。日本が或る程度研究しても、又外国はこの上を又行くわけですから、実績があるのですから。そうすると、そういうジェットみたいな場合には必要ならアメリカが借してやる。日本でもやつて、非常に遅れたところでよちよちやつてみても、本当にそこまで追いつくのかどう

か非常に疑問がある。従つて意見が分れるのも一理あると思つて、今まで説明を伺つていますと、航空技術なり、又科学技術といひますか、軍事科学が、どうしてもこれは航空技術といつても、戦闘機、いわゆる戦争に使う航空機の研究、こういうことであらうと思つて、従つていづれ憲法との問題は私は出て来ると思つて、これが解釈の違いかも知れませんが、潜在能力といふものをここで一生懸命に日本が力説するといふことになる。

ですから憲法との関係をどう考へて行くか。それから又日本が如何に努力しても、そういう軍事的なような飛行機

の技術はとても追いつけない。夢のこ
ときものであると言われており、それ
をこれからよくやつて行つてどの
程度効果があるのか。我々は素人な
がらも疑問を持ち、そうしてあの三十
六億の使途、あれは基礎産業のほう
に、平和産業に行きますなら、石炭と
か鉄鋼とか、そういう方面の増産のほ
うに向くならば、これは平和産業のほ
うに行くのだからいいのですけれど
も、とても見込みのないようなジェツ
トのほうに、これに融資するのは何か
非常に無駄な気がするのです。今の
話ですと、日本は遅れているので、日
本が或る程度行つても、又外国が或る
程度先に行けば、とてもこれは追いつ
けない。従つてそういう軍事的な方面
に非常に主力を移すといひますか、こ
れは再軍備に関係があるので、そうい
うほうに力を注ぐのだと思ひますが、
見込みがあるのですか、一体、外国の
水準に追いつく見込みがあるかどうか。

○政府委員(千秋邦夫君) 私は、現在
のところでは、とても日本は、例えば
向うのほうの飛行機でいいますと、機
体ではメーターであるとか、或いはエ
ンジンではコンチネンタルという程度
のものしか作れない状況であると思ひ
ます。併しながら将来におきまして
は、相当私は、昔の研究者といふもの
は残つております。例えば今度行きま
した渋谷工芸博士のごときは相当な
若いかたであります。相当立派な
たでございす。そして、このかたは
ジェツト・エンジンの設計をして向う
に行つたのであります。独力で、或る
程度のヒントはありますけれども、日
本人で設計をして行つたということ

ございすので、すぐには私はできな
いと思ひますが、時間をかけます
れば、日本人としても決してそんな能力
はないとは思ひません。ただ時間と金の
関係であるというように私は考へてお
ります。

○木村福八郎君 資材面なんかどうで
すか。資材についても非常に特殊な資
材が必要になつて来るんでしようし、
日本にはそういう資材がないと、こ
ういふ場合もあると思ひます。技術は
そうであつても、そういう点から非
常なマイナス面があるんじゃないかと
思ひますが、そういう点はどうなん
ですか。

○政府委員(千秋邦夫君) 最近におき
ましては、チタンのごときは日本は非
常に有望でございす。又その
研究は相当でございす。最近の発
達におきましては、珪素樹脂でござ
いすが、珪素樹脂はどうしても外国
から輸入しなければならなかつた。こ
れは何も飛行機の問題だけでなくて、
すべての問題がこれは問題でござい
ます。珪素樹脂というのは、最近にお
きましては、住友化学、或いは信越化
学、或いは又、東京芝浦電気、そう
いふところでも生産に移つておられ
ます。そういうものを漸次作つて来て
おる。従ひまして、私航空の専門家
でなすが、まあできるものではなかつ
たと思ひますが、これは詳細なこと
でなければ、やはり調査の上御答弁を
申上げなければならぬと思ひま
す。

なるような資料がありましたら、今で
なくともいいですから、あつたら出
して頂きたいと思ひます。

○政府委員(千秋邦夫君) 向うから言
つて来たのは偵察機だそうでありま
す。併し委員として行かれたかたは、
そういうふうなことは、先ほど申し上げ
ました技術者のかたは偵察機である
か或いは何かという点でなしに、
やはり日本という国は航空機のような
ものを輸出して行かなければならぬ
といふことを力説されておられたので
ございす。

○木村福八郎君 そのオフアアがあつ
たというのは、どこですか、さつき
……。

○政府委員(千秋邦夫君) それは仏印
でございす。

○西郷吉之助君 どうなんですか、質
疑はこれでいいんじゃないですか。
○矢嶋三義君 もう一つ、簡単なこと
ですが、この部会、分科会から見ま
しても、これは随分専門的なことで
すね。従つて私は他の総理大臣の諮問機
関とか審議会等とは違つて、こういう
仕事をされる委員の人は、やはり或る
一定期間経てて就任されなければ仕
事がやりにくいんじゃないかと思ひ
ますが、この任期二年というのはい
うお考えで選ばれたのか。科学技術
行政協議会でも、任期は三年になつて
おつたと思ひますがね。この航空の審
議会はどういうわけで二年というの
を選んだのですか、短かいじやありま

んか。

○政府委員(千秋邦夫君) それはそう
いふ点も随分考えたのでござい
ますが、結局法制局方面と折衝いたしま
したときに、現在の法律案は大体にお
いて二年となつてゐる。それで適当
かたは何年でもそのまゝお願いしたほ
うがいいんじゃないかというふうな
話でございす。で、事実科学技術
行政協議会におきまして、三回続けて
委員になつておられるかたもありま
すので、適任のかたはそのままつと留
任されることになるだろうと思ひ
ます。

○理事(長島銀藏君) 皆さんにお諮り
いたしますが、先ほど矢嶋君からのお
話もございすので、これはあと廻
しにして次に移つて差支えありません
か。

○理事(長島銀藏君) それでは次に移
ります。

○理事(長島銀藏君) それでは内閣及
び総理府関係法令の整理に関する法律
案を議題にいたします。

○矢嶋三義君 官房副長官に伺いま
すが、これは内閣及び総理府関係のみ
ならず、各省ともこの法令の整理を
しなければならないことが、随分ある
けれども、先般賞典部長に対して質疑
を致しまして、どういふわけ
で今度整理されていらないのでござ
いすか。これは各省ともあると思ひ
ます。

○政府委員(江口見登留君) 法令整理
に關しましては、数年前から、もう実
効のないもの、役に立たないもの、或
は一時限りのものであつたものなど
については、整理しようといふこと

なりまして、その案を練つて参つたの
でございまして、

○理事長島銀藏君 退席、委員長着
席

この国会には各省関係で要らなくな
りました法律の廃止に関する法律を、
それらの各委員会で申上げて頂き
まして、たしか七省ぐらゐとめて、ば
らばらでございす。その省その
省でまとめて、今回の国会の御審議を
願ひまして、もう相当上つてゐる法律
もございす。この法律は内閣及び總
理府関係、ただ自治庁関係だけを除
いたものを、この内閣委員会で御審議
したいというわけでございす。

指定いたす考であります。

本条項におきましては、これらの職員のうち、昭和二十一年一月二十九日以後其共済組合関係法令が南西諸島に適用されていたとした場合に、長期給付の規定の適用を受ける職員として在職した者となるべき元南西諸島官公署職員が、引き続き琉球諸島民政府職員となつた場合には、その琉球諸島民政府職員を共済組合の組合員たる職員とし

て在職した者とみなして、その者について昭和二十一年一月二十九日以後給付事由の生じた退職給付、廃疾給付及び遺族給付を支給することになっていることとしております。

なおこの条項では奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の適用の暫定措置等に関する政令第十一条第一項の規定により共済組合法の適用を受ける者を除外いたしておりますが、その除外い

たしました理由は奄美群島の復帰に際して同群島において琉球諸島民政府職員として勤務していた元南西諸島官公署職員については、政令ですでに共済組合法の適用上身分継続の措置をいた

その第二項は、共済組合の給付の基礎となる俸給は、その者が昭和二十一年一月二十八日において受けていた俸

給を基礎とし、本邦の公務員の共済組合の年金の増額改訂の例にならない増額した額とする規定でありまして、この規定は恩給等の計算の基礎となる俸給の定め方の例に準じたものであります。

第四条の三は、退職年金等の額の特例に關しまして新たに設けました規定でありまして、その第一項は第四条の規定により共済組合法の規定の適

用を受ける元南西諸島官公署職員で、改正法施行の日以後なお引き続き琉球諸島民政府職員として在職する者に対する共済組合の退職年金、退職一時金又は遺族一時金の額については、改正法施行の日以後の在職期間に就いて定めた額を共済組合法の規定により算出した額から控除した額とするということを規定したものであります。これは琉球諸島民政府職員として在職中は、共済組合の掛金を徴収するということとは非常に困難でありますので、掛金を徴収しない代りに給付の額を減額することにいたしましたのであります。

その第二項は、控除する額の計算については、年を単位として期間を計算するという規定であります。

第六條の二は在職期間の通算の辞退に關して恩給の場合における在職年の通算の辞退と同一趣旨の規定を設けたものであります。その第一項は第四條の二の規定により共済組合法の規定の適用を受ける琉球諸島民政府職員が、退職年金についての最短給付年限に達し、共済組合法上の在職期間の通算を辞退する旨申し出たときは、行政分離の日既に最短給付年限に達しておればその日、行政分離後最短給付年限に達したときはその達した日に退職したものと同様として、琉球諸島民政府職員として在職のまま、共済組合の退職年金を受け得る途を開いたこととあります。

その第二項は、右の辞退をすることの申出は、事務処理上の改正法施行後又は最短給付年限に達した日から六か月以内に内閣総理大臣を経由して共済組合の代表者に対してしなければならないこととした手続に關する規定であります。

あります。

その第三項は、第一項の辞退があつたときは退職手当法の関係におきましても、それら共済組合法上退職となした日に退職したものとして、退職手当を同時に支給することとした規定であります。

次に第七條第一項中但書を削ることとしたのは、この但書は通算の辞退をした後に死亡しても死亡賜金は支給しないという規定でありましたが、特別措置法の施行後は死亡賜金の制度が廃止せられ、退職手当制度に吸収されましたので、この但書は不必要な規定となつておりますので、これを削ることにしたのであります。

第八條中の改正は、共済組合に關する規定を設けたことに伴う字句の修正であります。

第十二條の改正は、官公署の共済組合に對する権利で金銭の給付を目的とするものの消滅時効は、恩給、退職手当その他の諸給与等の場合と同じく、戦争により南西諸島官公署の機能が混亂に陥りました昭和二十年三月一日からこの改正法施行の日の前日までは進行しないこととした時効の中断に關する規定であります。

第十四條の二は長期給付に要する経費の負担に關して新たに設けられた規定でありまして、本条は、第四條の二の規定により支給すべき共済組合の給付に要する費用は原則として国庫が負担する建前としたし、日本専売公社、日本電信電話公社の共済組合が支給する給付に要する費用は、これらの共済組合の組合員のうち、国家公務員である者及びこれらの団体の役員又は職員である者がそれら受ける俸給の總額の割合に應じ、これらの共済組合の運営規則で定める割合に従い、国庫及びその団体が負担することとした規定であります。

附則の改正は、一つは附則第二項及び第五項に規定してあります南西諸島の範圍に關して従来の南西諸島の範圍から昨年復帰いたしました奄美群島を除くための改正の規定であり、他の一つは附則第五項に規定いたしておきます所得税の特例につきまして、共済組合の給付に對する所得税についても、恩給、退職手当等の場合と同様、所得税法に定められた同法施行地外の個人の所得に對する税率二〇%を一〇%にするために必要な部分を改正した規定であります。

最後にこの改正法律案の附則であります。その第一項はこの法律は昭和二十九年六月一日から施行することにし、法律第十二條、第十四條の二及び同法附則の改正規定を除き、昭和二十一年一月二十八日から適用することにいたしました。

その第二項は、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定によりまして、その法律の適用を受ける年金受給者は、その居住地が本土にある場合に限り年金を支給せられておりますが、南西諸島に居住する年金受給者にも同法を適用して、旧令による共済組合即ち元外地關係共済組合等からの年金を支給し得るようにいたしました規定であります。

○野本吉吉君 極めて簡単なことですがお伺いいたします。奄美群島その他が復帰してから、それらの復帰地区の者が琉球政府の治下におります者が、非常になんと言いますか、冷遇されて

いると言いますか、迫害されると言いますか、冷たい扱いを受けているという事を承わっておりますが、かような事實はありますでしょうか。

○政府委員(石井通則君) 只今の御質問は復帰地区におられる者でなくて、復帰しない地区におられる者ということでないかと思ひますが……

○野本吉吉君 復帰地区におられる者で、すね、復帰地区の者が琉球政府の治下に務めていて、働いていてお申しますか、いすれにしても、琉球政府の管轄地域以外の者が、琉球政府の治下において冷たい扱いを受けているという事を聞くのですが、さうな事實はありますか。

○政府委員(石井通則君) 現在奄美大島出身で沖縄におられる者が、先般の仮登録で一万九千人、はつきり数字は覚えておりませんが、約二万人ばかりいるようでございます。これらの者に對する処遇に關しましては、復帰の際におきまして、アメリカ側からこれに對する処遇について急激な変化を与えない。又人道上問題を起すような取扱はないという約束ができておりまして、その意味におきましては、特別に冷遇されているということとはございせん。ただ奄美出身者が日本の本土の出身者とまあ同様の取扱を受け得るに至つた。そういうことから例へば奄美出身者が琉球から奄美に引揚げて来る場合、従来日本円にしまして十萬円程度の持ち帰り金が出ておつたのが、現在差当り暫定措置として一人二千萬円程度にとどめられております。それから又従来琉球政府の治下におりました場合に對しては、奄美大島と沖縄の間には自由な送金が出ておつたわけ

でございまして、復帰後はこれも日本本土出身者が沖縄に渡航しております者と同様に郵便為替の利用ができていないのでございまして。こういう点につきまして、いろいろ現地で折衝はいたしておりますが、まだ我々の希望通りに行つておりません。殊に郵便為替につきましては、従来から日本本土出身者が郵便為替を利用して本土に送金できるように交渉しておつたわけでございますが、これが従来も琉球政府が承認いたしておりましたので、奄美復帰後、奄美出身者も現在のところ本土人と同じように取扱われるに至つておるのでございまして。

それからもう一つの問題は、奄美出身の公務員でございます。これが初めは復帰後直ちに琉球政府の公務員としての身分がなくなるのじやないかというふうな判断されておりましたが、奄美人の登録というのが仮登録を一月末日まで、それから本登録を四月末日に完了するはずのところを、一月延びておりますが、その完了後は身分がなくなるのじやないかというように予想いたしておりましたが、できるだけ本人の希望によつて本土の官公署に斡旋することにつきまして、当初約三百人近くの公務員がおりますが、だんだん世話をいたして参りましたが、約五、六十人残つております。これらにつきましても、目下なお一層斡旋に努力いたしております。なお、又現地にございましては、これも本登録終了後、急激に奄美出身者を解雇するということは酷に過ぎるという事を考えておりました。特別の琉球住民以外の外国人と言いますか、外人と言いますか、それらの琉球政府に對する雇用について、特

来て仕事が始まるということはいつになるかというような状況にあつたわけでありませう。これは一つの例でありますが、その他、例えば土木の工事と道路の復旧工事にいたしまして、港湾の施設改修等にいたしまして、何

ら予算が現地に令達されていない。こういうふうな状況にあるわけであります。そういうようなことをだん／＼考えてみますが、奄美大島の振興計画というものが、鹿児島県の県庁を通じて予算を地元へ令達するということがいかどうかという問題、こういうよい

うな中間機關を經由することが妥當かどうかという問題が、真劍に取上げられて參つてゐるわけであります。この點に關しまして、特に私は痛感いたしましたのが、こちらに西郷さんもおいでになります、西郷さんもやはりあの

とき、菊屋様で現地に赴いておられるのであります。現地に行つて見まして、感じましたことは、鹿児島県議会の議長以下相当な人々が、奄美大島の視察だ、土木委員の視察だ、或いは文教委員の視察だ、いろいろな各種委員が視察に来ておられますが、世に言

う大名行列に過ぎない。殊に甚だしいのは、奄美大島の復興は鹿児島県議会、鹿児島県政でなければできないのだ、こういうようなことを言つて、その知らざる人々を何と申しますか、だましておるといふか、こういうふうな

状況であるわけでありませう。而も又公務を以て来た県会の諸公が選挙応援をして歩いておる。誠に許すべからざる行過ぎを我々は見せつけられたわけでありませう。御承知のように、奄美大島におきましては、選挙が法定得票数を

来て仕事が始まるということはいつになるかというような状況にあつたわけでありませう。これは一つの例でありますが、その他、例えば土木の工事と道路の復旧工事にいたしまして、港湾の施設改修等にいたしまして、何

ら予算が現地に令達されていない。こういうふうな状況にあるわけであります。そういうようなことをだん／＼考えてみますが、奄美大島の振興計画というものが、鹿児島県の県庁を通じて予算を地元へ令達するということがいかどうかという問題、こういうよい

うな中間機關を經由することが妥當かどうかという問題が、真劍に取上げられて參つてゐるわけであります。この點に關しまして、特に私は痛感いたしましたのが、こちらに西郷さんもおいでになります、西郷さんもやはりあの

とき、菊屋様で現地に赴いておられるのであります。現地に行つて見まして、感じましたことは、鹿児島県議会の議長以下相当な人々が、奄美大島の視察だ、土木委員の視察だ、或いは文教委員の視察だ、いろいろな各種委員が視察に来ておられますが、世に言

う大名行列に過ぎない。殊に甚だしいのは、奄美大島の復興は鹿児島県議会、鹿児島県政でなければできないのだ、こういうようなことを言つて、その知らざる人々を何と申しますか、だましておるといふか、こういうふうな

状況であるわけでありませう。而も又公務を以て来た県会の諸公が選挙応援をして歩いておる。誠に許すべからざる行過ぎを我々は見せつけられたわけでありませう。御承知のように、奄美大島におきましては、選挙が法定得票数を

極的に取上げられる御方針があるかどうか、この点を実は私伺いたいわけでありますが、こういうような点につきまして、江口官房副長官から御答弁

ではございませんから、詳しい事情はだん／＼遠ざかつてしまうのでござい
ますが、或いは議員提出法律案として
奄美群島の振興案を出されているよう

一月二十八日以降に採用された諸君、
現地において琉球軍政府の下において
採用されて、そのまま身分を継続し、
復帰後も身分をそのまま維持している

把握しにくい点もありますので、まだ十分に検討をいたすところまで至っていないような状況でございます。

○田畑金光君　ちよと現地採用の職員

今の石井南邦連絡事務局長の答弁のよ
うに、単に調査困難だということで、
これはすまされない問題だと考えてお
ります。これは奄美大島にいたしまし

でも、沖繩にいたしても、或いは小笠原にいたしても、千島にいたしても、戦争の最大の犠牲というものは、こういう人がたに、こういうところにしわ寄せがされておる。或いはついで、三日前、参議院におきまして問題になりました中共の引揚の問題等におきまして、その人がたが一番最大の犠牲を受けているわけでありす。国内においては軍人恩給の復活によつて、そしてA級戦犯者の遺族、家族の生活が保障されておる、こういうような状況を考えたときに、なぜもう少し公平な手が打てないのかという我々は疑問を待ておるわけでありまして、そういう点から考えたときに、奄美大島の事例をとつてみても、行政分離によつてアメリカのまきに生かされず殺さずというあの弾圧政策の中に、民族的な悲劇を体験した郡民或いはその中に働いて来た、そしてそのような庄迫にも屈せずして復讐運動に關つて来た公務員諸君のこの犠牲というものは、当然報いて然るべきだと考えておりますが、どういうわけでできないのか、その点恩給局長並びに石井局長から改めて御答弁をお願いいたします。

○政府委員(三橋則雄君) 今の御質問は、占領下におきまして、大島のいわゆる公務員で、就職しておつた人が、その後日本に復帰いたしましたのちに、日本の公務員になつた場合に、復帰前におきましますところの在職年数をそのまま恩給法上の在職年数として通算するかどうか、という御質問だと思つてあります。今石井局長がお答えいたしましたように、軍治前におきまして、勤めておりました勤務につきましては、内地の公務員に申しますなら

ば、或いは雇員とか用員とか、恩給法上の公務員と当然考えられないような職にあつたかたも少なくないと思つてあります。そういうようなポストからいたしまして、或いは恩給法上の公務員と思はれるようなポストに移り變つて来られたかたもあると思ひますし、或いは初めから内地の恩給法上の公務員と同じように考えられるポストにおられて、そのまま引續いて、おられることもあると、觀念上は私も考えております。そういうようなところの問題につきまして、石井局長のところで、いろいろと調査されておつて、確たるところの結論が出ないからして、今後調査研究をして、善処をして行こう、こういうような御答弁であつた、私は今の答弁を拝承したのであります。これは今石井局長のおつしやられることは、尤なことだと思つてあります。今委員会のいろいろの御質問のことも鑑み検討の上で、私は、石井局長のところで実情調査をされた結果において、適当な法律的な措置をすべきものであるなら、されるものと考へておるのであります。

○田畑金光君 これ以上は追及いたしません、今の恩給局長の御答弁の通り、石井南方連絡事務局局長の下において、よく調査研究なされ、その実情が把握されて、一つの合理的な妥協な結論が出たといひます場合には、然るべく現地採用者についても、恩給法の適用或いは共済組合の適用につきましても、適当な措置をとられることを強く要望申上げておきます。

○矢嶋三義君 一言伺ひますが、今の田畑委員の質問と同じことなんです、これはいつそやも石井さんにお伺

いしたと思うのですが、これは御研究願つたわけですが、結局こうなんだつたのですね。復讐するわけですが、軍治前から琉球政府に勤務されておつた人は復帰したのちは最初からずつと通算するのですね。恩給年限……

○政府委員(石井通則君) 行政分離前から勤務しておつて琉球政府職員となり、そして復帰後なお勤務する人は恩給法上の公務員であつた人は恩給法上通算される。今度は共済組合で又共済組合の該当事、いわゆる雇用人であつたものがずつと又継続すれば共済組合も又通算する、こういうことになり

○矢嶋三義君 そこで今田畑委員が不満を表明されたのは、私が曾て不満を表明したのと同じだと思つておりますが、行政分離後、現地で採用されて琉球政府の職員であつたものが、復帰後更に勤める、そういう場合には、琉球政府分離後琉球政府に勤めた期間は通算しないというのですね。それは通算するのですか。行政分離後琉球政府に勤めるわけですね。そして復帰して現在依然として勤めておられるわけですね。そういう場合は通算されますか、されませんか。

○政府委員(石井通則君) 恩給法上の点についてはきまつておらないわけですが、通算するということになつていないわけなんです。

○矢嶋三義君 通算しないともきまつていないわけですね。これは当然さつき田畑委員から主張されましたが、この前伺つたわけですが、これはやはり日本の領土であり、そしてそこではひどい目にあつたわけですし、そして日本に復帰して来たわけですから、

これは行政分離後入つた人も琉球政府に雇われた期間は、復帰後恩給年限として通算すべきだと思つていますが、恩給局長如何ですか、決定されていないということですが。

○政府委員(三橋則雄君) 今の御質問は先の御質問と同じ意味ではないかと思つていますが、先ほどお答えいたしましたように、石井局長のところにいろいろとお調べになつておるところでございますので、その実情の調査を待ちました上において善処するようにいたしたいと思ひます。今の恐らく御質問におきましては、私どもの想像でございまして、私どもの想像でございまして恩給法上の公務員と同じような取扱ひをするようなポストにおつた者については、当然そうしたいといひではないか、こういうような意見と、それからその次に内地におきましては恩給法上の公務員と同様の取扱ひを受けたいところの雇員とか、或いは雇員のような場合におきましては、その期間は全部恩給法上の期間に通算する。こういう二つの内容を含まれた御質問のようになつておられます。そういうことを考へますと、その中を整理いたしまして、実際の向うの官署につきまして調べまして、そして法律上の善後処置を講じなければならぬものと考えるのであります。こういうことをいろいろ局長のところで検討されておる、こういうことじやないかと思つておるであります。

○政府委員(石井通則君) 私のほうで奄美大島の引継ぎに關しましてはいろいろやりましたので、前から恩給局長にはそういう点を研究してお願ひ申上げるといふことを申上げたこともござ

います、現在私のほうの所管といひましては、本土と南西諸島との間の懸案事項を処理するといふことで、南西諸島から奄美群島は除かれることになつたわけでありまして、その上に従来は奄美群島に南方連絡事務局の出先機関を持ておりましたが、それが廃止になつておりますので、権限としてはその復帰後の措置を南方連絡事務局長がやれるかどうかという点については、いささか議論がありますし、事実上これは難題である必要もあらうと思ふ。そういう意味で私は御要望に副うように努力したい。権限からいへばあるかどうかかわらないと思ひますので、その点をお含みお願ひしたいと思います。

○矢嶋三義君 附則一項の昭和二十九年六月一日から施行といふことは官房副長官これで宜しいのですか。

○政府委員(江口見登留君) この点は修正しなければならぬかと存じております。七月一日が適当ではないかと存じます。

○委員(小酒井義男君) ばかに御質問ございせんか。

○本村禎八郎君 これはあとで副総理が来たときに戦争犠牲者に対する措置全体の問題について質問したいと思ひますから……。この法案はこれで質問ありません。

○委員(小酒井義男君) それでは元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に關する法律の一部を改正する法律案につきましても、一部の質問を残して、採決は後刻といひます。ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員(小酒井義男君) 速記をつけ

て下さい。

暫時休憩します。

午後六時三十四分休憩

〔休憩後開会に至らなかった。〕

内閣委員会第四十四号正誤

頁 段 行

誤

正

三一三

用語の立場

擁護の立場

昭和二十九年六月二十四日印刷

昭和二十九年六月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局